

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

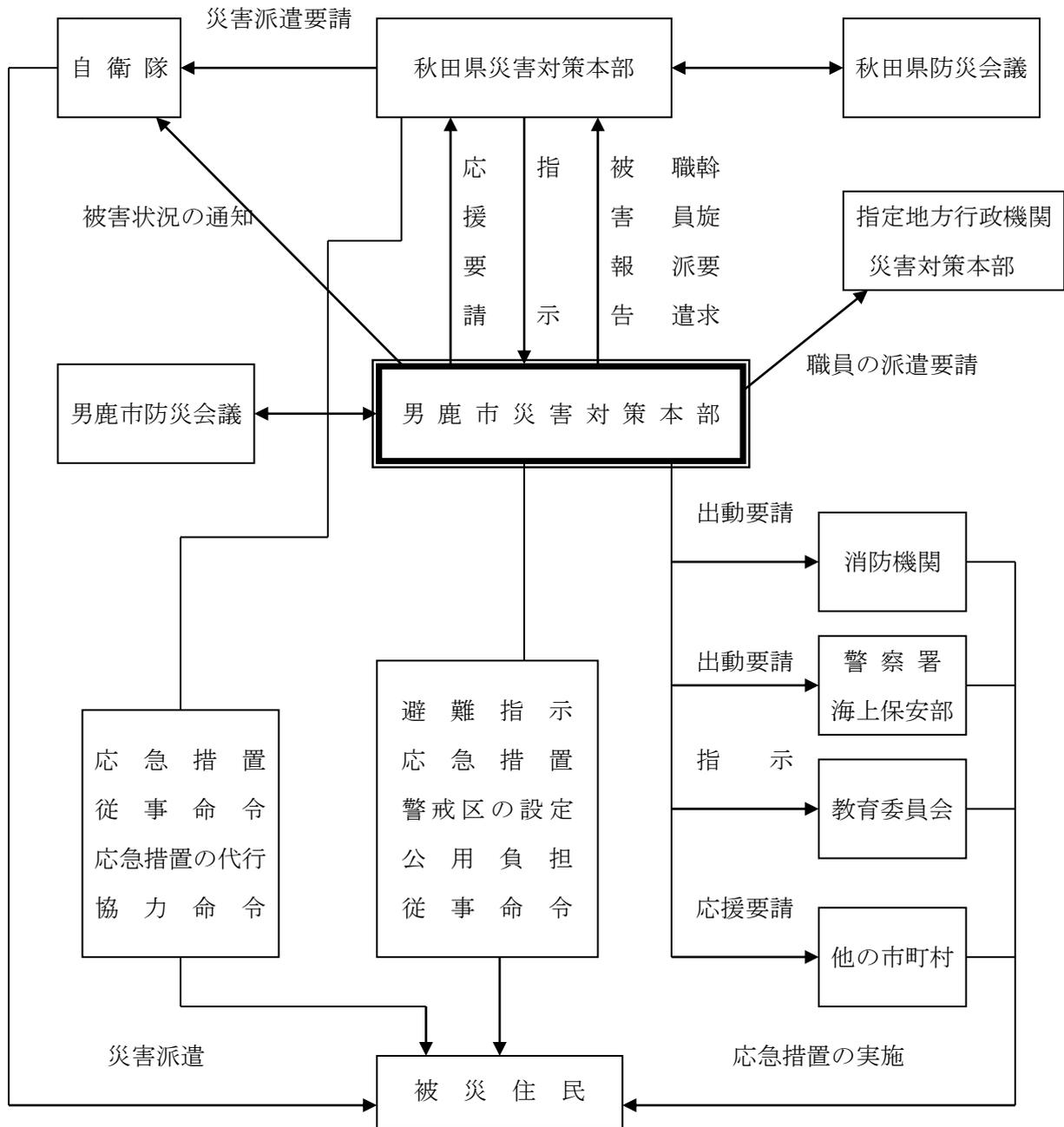
担当部署	対策の概要
■ 本部	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること
	<input type="checkbox"/> 本部員会議及び男鹿市防災会議に関すること
■ 各班	

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するため、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

第2 防災活動体制

防災活動のための体制図は、次のとおりとする。



第3 男鹿市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

(1) 設置及び廃止の通知公表

ア 市役所庁内及び支所出張所、関係指定地方行政機関の長、知事の関係機関の長、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接市町村長、一般住民に対して、電話その他の適宜の方法で周知する。

イ 災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁内玄関等に掲出する。

(2) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し、必要があると認めるときは、災害対策本部の設置を指示する。

名称	動員	設置基準	主要業務	構 成 員
男鹿市災害対策本部	第2動員	1. 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある場合	1. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 防災会議との連絡 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	本部長 市長 副本部長 副市長 本部長 監査委員長 部長 教育長 部長 消防長 部長 消防団長 部長 各部長
男鹿市災害対策警戒部	第1動員	1. 暴風、大雨、洪水、大雪警報その他の警報が発表され、防災対策上必要と認めた場合 2. 市に「土砂災害警戒情報」が発表された場合 3. 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策上特に必要があると認めた場合	1. 気象情報、警報等の受理伝達 2. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 3. 関係機関との連絡調整 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	部長 副市長 副本部長 総務企画部長 部長 各部長の担当課長 災害対策警戒部を構成する指名職員

※ 災害対策警戒部の本部長は、副市長とする。

資料編 2章-1節-1「男鹿市災害対策本部条例」

(3) 現地災害対策本部の設置

市長が特に必要認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

ア 現地災害対策本部には、本部長及び本部長、その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部長、その他の職員の内から災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(4) 廃止基準

市長は、次の場合でその必要がなくなると認められる場合に、それを廃止する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

2 災害対策本部機能の代替

(1) 職務権限の代行

市長が不在の場合は、副市長、総務企画部長の順で職務権限を代理し、本部機能の確保を図る。ただし、代理が必要な場合は部長職より互選とする。

区分	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	市長	副市長	総務企画部長
災害対策警戒部	副市長	総務企画部長	部長職より互選

(2) 災害対策本部機能の代替

災害発生時に本部の設置が困難となった場合、代替施設を指定する。

市役所に被害があった場合、①サンワーク男鹿、②男鹿市総合体育館に災害対策本部を設置する。

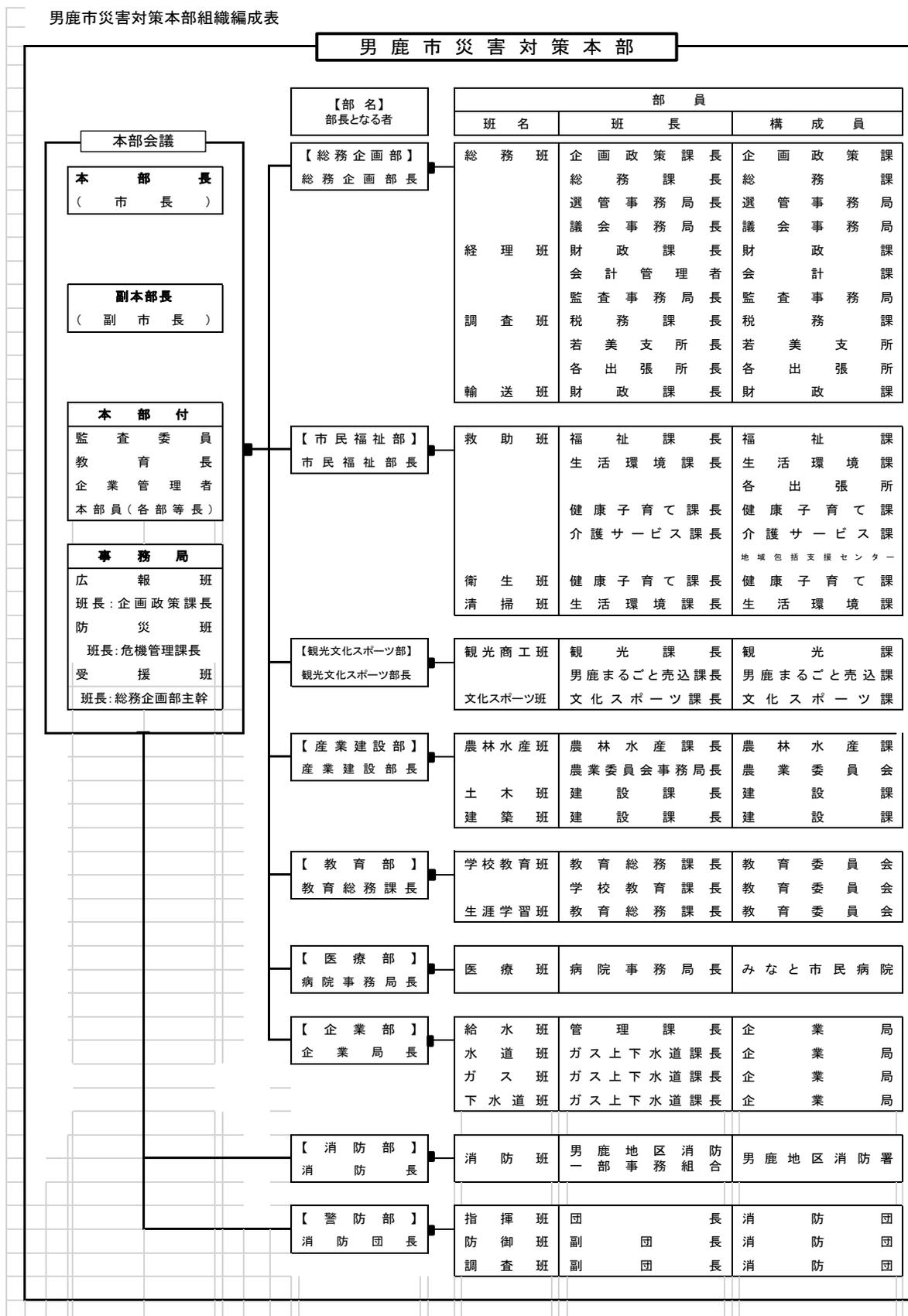
なお、通信の確保、本部会議等の開催が可能な施設を優先的に選定する。

災害対策本部	①代替施設	②代替施設
男鹿市役所（会議室）	サンワーク男鹿	男鹿市総合体育館

3 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

(1) 組織編成

男鹿市災害対策本部組織編成表



(2) 事務分掌

災害対策本部業務分担表

部	班名 (班長となる者)	業務内容
本部長		災害対策本部の業務を統括し、指揮命令する。
副本部長		本部長を補佐する。
本部	広報班 (企画政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難指示並びに避難所、救護所設置等の広報に関する事 2. 本部としての広報、報道機関との連絡に関する事 3. 通信連絡並びに伝令派遣に関する事 4. 災害の記録写真に関する事 5. その他広報全般に関する事 6. ホームページの開設（緊急情報）に関する事 7. 緊急情報、避難勧告等の住民への周知に関する事
	防災班 (危機管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事 2. 本部員会議及び男鹿市防災会議に関する事 3. 現地対策本部の開設に関する事 4. 消防団員の招集に関する事 5. 災害情報の収集・整理、県への被害報告に関する事 6. 通信の確保に関する事 7. 罹災証明に関する事 8. 災害時における必要人員の確保に関する事 9. 自衛隊の災害派遣要請、受入調整に関する事 10. 自主防災組織との連携に関する事 11. 非常用電源の確保、資機材の調達に関する事 12. ヘリポートの設置、運営に関する事 13. 緊急通行車両証明書の交付に関する事 14. 消防・水防活動に関する事 15. その他防災全般に関する事
	受援班 (総務企画部主幹)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応援自治体や企業・NPO等民間からの連絡を最初に受ける総合的な窓口に関する事 2. 担当班が不透明な業務について、関係する各班への取り次ぎに関する事 3. 応援自治体・機関の「現地支援本部」との連絡調整に関する事 4. 定期的な全体調整会議の開催（関係各班）に関する事 5. 応援受入に伴う、業務間における調整（関係各班）に関する事 6. 各班からの要請に基づく応援要請に関する事 7. 宿舎・野営地など各班における資源の調整に関する事 8. 被害状況及び応援に対するニーズの情報提供、情報発信に関する事

部	班名 (班長となる者)	業務内容
総務企画部 (総務企画部長)	総務班 (企画政策課長) (総務課長) (選管事務局長) (議会事務局長)	1. 各部並びに協力機関との連絡調整に関する事 2. 県知事及び他市町村に対する応援要請に関する事 3. 市議会との連絡に関する事 4. 職員の動員、安否確認に関する事 5. 住民の要請並びに陳情に関する事 6. 災害記録並びに報告に関する事 7. 災害に対する公示に関する事 8. 行方不明者の受付、受付窓口の開設に関する事 9. 区長等からの情報収集、住民の安否確認に関する事 10. 漂流物等の処理に関する事 11. その他庶務全般に関する事
	経理班 (財政課長) (会計管理者) (監査事務局長)	1. 災害に関する予算、経理に関する事 2. 補助並びに金融に関する事 3. 応急公用負担に関する事 4. 義援金品の受納及び管理に関する事 5. 災害救助に要する資材及び物品の購入調達に関する事 6. 市有物件の損害調査に関する事 7. 庁舎の維持管理に関する事 8. その他経理全般に関する事
	調査班 (税務課長) (若美支所長) (各出張所長)	1. 一般被害状況の調査及び確認に関する事 (船川・脇本・船越・五里合・北浦・戸賀・男鹿中・若美各班編成) 2. 罹災者の調査把握に関する事 3. 税の減免措置に関する事 4. 災害状況の記録に関する事 5. その他災害調査全般に関する事
	輸送班 (財政課長)	1. 避難者並びに傷病者の輸送に関する事 2. 災害活動従事者並びに医療従事者の輸送に関する事 3. 人員、物資輸送車両の調達に関する事 4. 車両の燃料、その他の油類の調達に関する事 5. 遺体の搬送に関する事 6. 救助物資の輸送に関する事 7. 応急並びに復旧資材の輸送に関する事 8. その他人員物資輸送全般に関する事 9. 公用車の管理、民間バス輸送の確保に関する事
市民福祉部 (市民福祉部長)	救助班 (福祉課長) (生活環境課長) (健康子育て課長) (介護サービス課長)	1. 避難誘導及び避難所の開設に関する事 2. 食料並びに救助物資の給貸与に関する事 3. 炊き出しに関する事 4. 福祉施設並びに要配慮者の被害調査に関する事 5. 福祉避難所の設置、協定締結に関する事 6. 要配慮者の安全確保、安否確認に関する事 7. 避難者の名簿の作成に関する事 8. 罹災者等の生活相談に関する事 9. 災害ボランティアに関する事 10. 行方不明者の捜索、遺体の収容、安置、処置、埋火葬及び慰霊に関する事 11. その他救助全般に関する事

【第2編 一般災害対策】
第2章 災害応急対策計画

部	班名 (班長となる者)	業務内容
市民福祉部 (市民福祉部長)	衛生班 (健康子育て課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護の応援要請に関する事 2. 救護所の設置に関する事 3. 男鹿南秋地区医師会との連絡調整に関する事 4. 医療品の調達に関する事 5. 被災地の防疫、消毒に関する事 6. 防疫資器材並びに薬品の調達に関する事 7. その他保健衛生に関する事
	清掃班 (生活環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の清掃に関する事 2. 被災地のし尿処理に関する事 3. 清掃用車両及び従業員の確保に関する事 4. 死亡獣畜の処理に関する事 5. 被災地の廃棄物処理に関する事 6. その他清掃全般に関する事
観光文化スポーツ部 (観光文化スポーツ部長)	観光商工班 (観光課長) (男鹿まるごと売込課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光施設・宿泊施設の被害調査に関する事 2. 観光施設の復旧対策に関する事 3. 避難所(宿泊施設)の設置に関する事 4. 商工関係者の被害調査に関する事 5. 災害対策に要する資材、物資の所有者者掌握に関する事 6. 電気関係機関並びに業者の協力要請に関する事 7. 労務者の協力要請に関する事 8. 調味料、その他の副食物の調達に関する事 9. 生活必需品の調達に関する事 10. 物資の流通並びに物価の安定対策に関する事 11. 罹災失業者の相談に関する事 12. ボランティア団体の派遣に関する事 13. 帰宅困難者の避難支援、交通機関との連絡調整に関する事 14. その他観光商工全般に関する事
	文化スポーツ班 (文化スポーツ課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会体育施設に係わる被害調査及び応急対策に関する事 2. 避難所設置に関する事(体育館など) 3. 文化財等の被害調査及び保全対策に関する事 4. その他文化スポーツ全般に関する事
産業建設部 (産業建設部長)	農林水産班 (農林水産課長) (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物、森林の被害防止並びに病虫害に関する事 2. 農地及び農業用の施設の応急対策並びに被害調査に関する事 3. 農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関する事 4. 農薬、肥料の確保並びに配分に関する事 5. 家畜伝染病の予防並びに施設等の復旧に関する事 6. 家畜飼料の調達、配分に関する事 7. 林産物及び復旧用木材のあっせんに関する事 8. 農林畜産物の補助、融資等に関する事 9. 農作物並びに森林の罹災証明に関する事 10. 水産関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 11. 漁港施設の被害調査並びに復旧対策に関する事 12. 水産金融に関する事 13. その他農林水産全般に関する事

部	班名 (班長となる者)	業務内容
産業建設部 (産業建設部長)	土木班 (建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の啓開、交通確保、人命救助のための障害物の除去に関する事 2. 道路、橋、堤防、河川、水路、都市下水路等の応急並びに復旧対策に関する事 3. 通行不能箇所等の表示に関する事 4. 土木技術者並びに従事者の確保に関する事 5. 土木被害調査に関する事 6. 土木応急資材の調達に関する事 7. その他土木全般に関する事 8. 孤立化防止対策に関する事 (防災班連携)
	建築班 (建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所及び救護所の建設並びに補改修に関する事 2. 建築物の被害調査に関する事 3. 市有建築物並びに施設設備の応急、復旧対策に関する事 4. 応急仮設住宅の建設並びに住宅の応急修理に関する事 5. 建築技術者並びに従事者の確保に関する事 6. 住宅建設の融資に関する事 7. 建築応急資材の調達に関する事 8. その他建築全般に関する事
教育部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長) (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒の保護、避難並びに救護に関する事 2. 学校施設並びに教育委員会関係施設の防災、被害調査及び応急対策に関する事 3. 臨時の校舎の開設に関する事 4. 避難所設置に関する事 (学校・体育館など) に関する事 5. 学校施設に対する集団避難の受入対策に関する事 6. 教育委員会全般に関する事 7. 罹災児童、生徒の教科書、学用品の調達に関する事 8. 保健衛生並びに学校給食保全措置に関する事 9. 郊外における児童、生徒の教育指導全般に関する事 10. その他学校教育全般に関する事
	生涯学習班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設に係わる被害調査及び応急対策に関する事 2. 避難所設置に関する事 (公民館など) 3. その他生涯学習全般に関する事
医療部 (病院事務局長)	医療班 (病院事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 傷病者の医療措置に関する事 2. 医療器具並びに医療品の調達に関する事 3. 検疫に関する事 4. 協力医療機関に関する事 5. 遺体の検視に関する事 6. その他医療全般に関する事

【第2編 一般災害対策】
第2章 災害応急対策計画

部	班名 (班長となる者)	業務内容
企業部 (企業局長)	庶務班 (管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各部、班及び関係機関との連絡に関する事 2. 指定業者及び他機関への応援要請に関する事 3. 災害情報の収集に関する事 4. 報道機関との連絡に関する事 5. 車両借上手配及び配車に関する事 6. その他庶務全般に関する事
	広報班 (管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難指示、避難場所等の広報に関する事 2. 保安広報に関する事 3. 災害の記録写真に関する事 4. その他広報全般に関する事
	給水班 (管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲料水の確保に関する事 2. 応急避難場所及び断水地域に対する給水に関する事 3. 避難者及び傷病者の誘導及び搬送又はその指示に関する事 4. 給水車両の調達に関する事 5. その他給水全般に関する事
	水道班 (ガス上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害危険防止に関する事 2. 災害状況の把握及び本部への報告に関する事 3. 避難対象区域の決定に関する事 4. 危険区域への立入制限に関する事 5. 応急交通規制に関する事 6. 応急復旧工事に関する事 7. 復旧用所要資材の調達に関する事 8. その他水道施設全般に関する事
	浄水場班 (ガス上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取水、浄水及び送配水施設の操作調整に関する事 2. 構内施設の保安維持に関する事 3. 本部及び関係班との連絡に関する事
	ガス班 (ガス上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害危険防止に関する事 2. 災害状況の把握及び本部への報告に関する事 3. 避難対象区域の決定に関する事 4. 危険区域への立入制限に関する事 5. 応急交通規制に関する事 6. 応急復旧工事に関する事 7. 復旧用所要資材の調達に関する事 8. その他ガス施設全般に関する事
	製造班 (ガス上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガスの受入れ、供給等の調整に関する事 2. 構内施設の保安維持に関する事 3. 本部及び関係班との連絡に関する事
	下水道班 (ガス上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道（農業・漁業集落排水を含む。以下同じ）の被害調査に関する事 2. 下水道施設、設備の復旧に関する事 3. その他下水道全般に関する事

(注) 特殊災害等で本表によりがたいものは、本表を基本にして市長が別に指示する。

部	班	業 務 内 容
消 防 部 (消 防 長)	消 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する諸情報(気象予警報等、被害状況、応急対策の実施状況等)の速報及び連絡に関する事 2. 避難の勧告等及び避難者の誘導に関する事 3. 被災者の救出・救助・救急に関する事 4. 消防活動及び水防活動に関する事 5. 勤務時間外における緊急的な災害対策本部の設置に関する事 6. 航空輸送の確保に関する事
警 防 部 (消 防 団 長)	指 揮 班 (団 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1次動員及びその訓練計画に関する事 2. 警報、指示並びに指令等の伝達に関する事 3. 消防部隊の指揮運用に関する事 4. 災害現場の連絡調整に関する事 5. 警報資器材の点検整備、調達に関する事 6. 消防応援要請に関する事 7. その他警防指揮全般に関する事
	防 御 班 (副 団 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防、警戒並びに防御に関する事 2. 避難誘導に関する事 3. 罹災者の救出並びに行方不明者の捜索に関する事 4. 警防資器材の輸送に関する事 5. 警戒区域の設定に関する事 6. その他警防活動全般に関する事
	調 査 班 (副 団 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災罹災者の調査に関する事 2. 火災原因並びに損害調査に関する事 3. 災害罹災証明に関する事 4. 火災罹災証明に関する事 5. その他警防全体に関する事

(注) 特殊災害等で本表によりがたいものは、本表を基本にして市長が別に指示する。

第4 災害対策本部会議の開催

- 1 災害対策本部長は、災害応急対策を実施する必要があると認められるときは、非常応急対策の指示、総合調査を行うために本部員会議を招集する。
- 2 本部員会議は、総務企画部が主催する。
- 3 会議次第は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 開会
 - (2) 報告事項
 - ア 気象情報及び災害情報
 - イ 動員体制（職員の第2動員の状況）
 - ウ 各部の措置事項
 - (3) 協議事項
 - ア 応急対策の指示
 - イ 各部門の対策の調整事項についての指示
 - ウ 他市町村に対する応援要請の要否
 - エ 自衛隊に対する災害派遣要請要求の要否
 - オ 災害救助法適用申請の要否
 - カ 災害状況視察隊編成の決定
 - キ 被害者に対する見舞金給付の決定
 - ク 次回本部会議開催予定日時の決定
 - (4) 閉会

第2節 動員計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること
■ 総務班	<input type="checkbox"/> 消防団員の招集に関すること
	<input type="checkbox"/> 職員の動員、安否確認に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 自主防災組織との連携に関すること

第1 計画の方針

災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、災害発生時において、所掌事務の被害の把握と災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集し、その活動を迅速、的確に行うことが必要である。このため、職員の動員の基準、動員のための伝達システムを定めておく。

第2 職員の動員

1 動員基準

職員の動員基準は、別途、定める「災害対策本部職員配備計画」による。

(1) 動員体制

ア 第1動員（災害対策警戒部）

特に関係する部課の小数人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制で、状況により第2動員に移行し得る体制とする。

イ 第2動員（災害対策本部）

災害対策本部に関係のある職員で、防災業務に従事する体制とする。

(2) 要員の指名

ア 動員数は災害の種類、規模等により適宜増減する。

イ 動員の原則は全職員を対象とするが、動員基準に基づき必要とする要員を指名する。

ウ 指名にあたっては、勤務地と居住地との距離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。

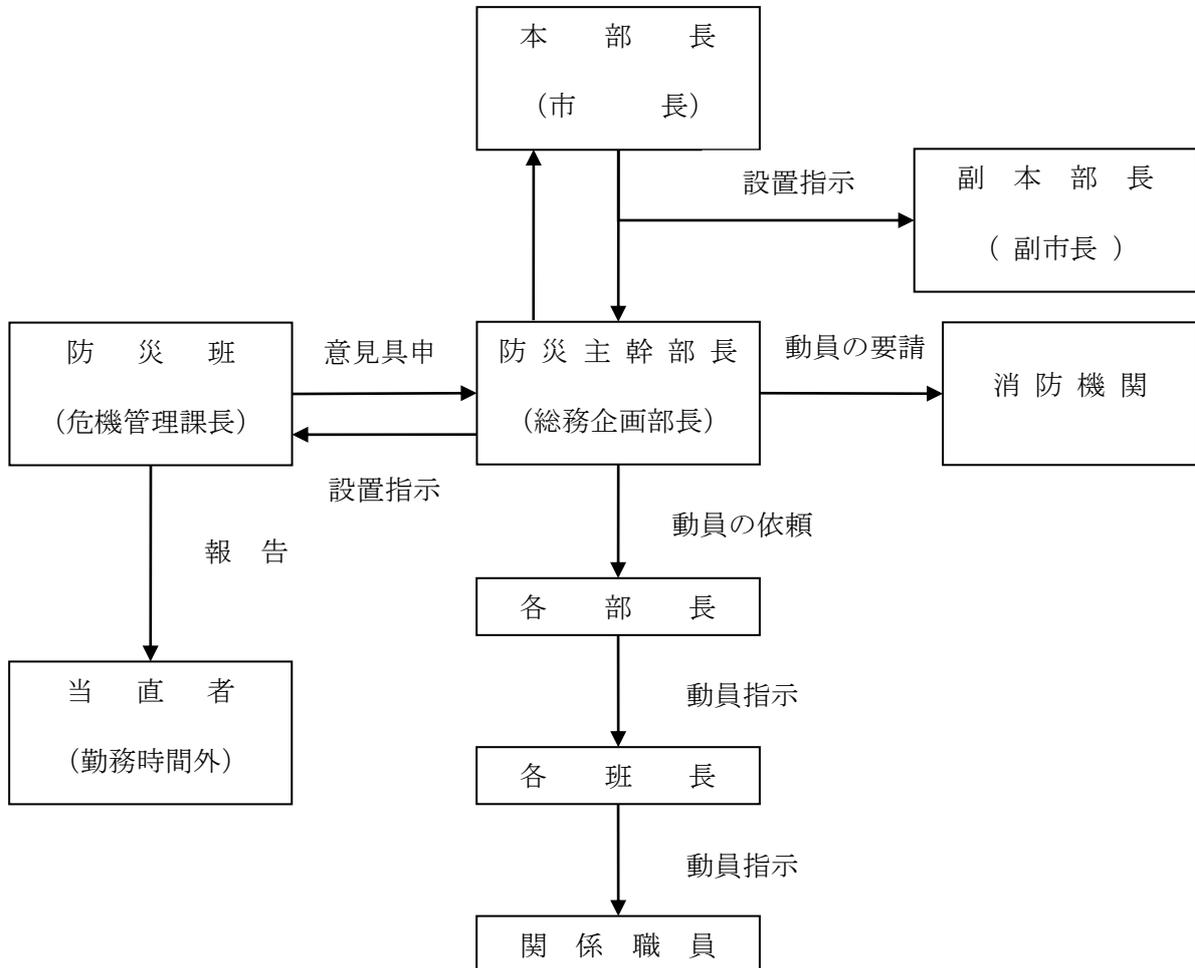
2 職員の初動体制

初動期の迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災対応や避難誘導、避難所運営に係る行動ルール「職員災害対応マニュアル」等を活用し、休日・夜間等への災害対応を想定し、次の伝達システムに従い、初動体制を確立する。

3 動員指示の伝達系統

(1) 伝達系統

動員の伝達系統は次のとおりとする。



(2) 勤務時間外の参集（休日・夜間）

ア 職員の動員は「動員基準」及び「動員伝達系統」に基づき通知するが、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、動員通報を待たずに自らの判断により登庁する。

イ 動員伝達者及び動員要領に指定されている者は、常にその所在を明らかにしておく。

ウ 動員対象から除外する職員

(ア) 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者

(イ) その他各部長が認める者

エ 被害が甚大と想定される場合

通信が途絶し、被害情報等が把握できない場合、速やかに災害対策本部並びに住民の避難支援や初動活動を行うために、近隣の「支所・出張所」に参集場所を定める。

なお、その際には周囲の状況をよく観察し、参集後報告を行う。

第3 従事命令者

1 従事命令

市長は、市内の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 従事命令の種類

(1) 従事命令

応急措置に関する業務に従事させる権限

(2) 協力命令

応急措置に関する業務に協力させる権限

3 従事関係者の範囲

市長が応急措置を行うため、当該応急措置に関する業務に従事させることができる者の範囲は次のとおりである。

(1) 市の区域内の住民（市民）

(2) 当該応急措置を実施すべき現場にある者

4 手続き等

公用令書による。

5 災害対応従事者の安全確保

市は、消防団員・職員等の避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提とした上で、

避難行動要支援者及び支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(1) 洪水注意報・警報等が発表された場合、防災無線等により伝達する。

(2) 災害対応従事者の安全確保のための伝達・指令を行う。

ア 津波・洪水警報発表時には、安全確保を優先する。

イ 津波・洪水氾濫の危険性がある場合には、必ず安全な場所に移動する。

ウ 災害対応従事者は、常に無線機を携行し、本部との連絡を密にして、身の安全を確保する。

第3節 相互応援協力計画

担当部署	対策の概要
■ 総務班	<input type="checkbox"/> 県知事及び他市町村に対する応援要請に関する事
■ 各班	<input type="checkbox"/> 災害時における必要人員の確保に関する事
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害応急対策活動の万全を期するためには、関係機関相互に応援協力することが重要である。

このため、災害対策基本法や各種協定に基づき、関係機関や団体に対し応援を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期す。

第2 応援要請等

1 応援要請

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、行政機関に対し応援を求めらる。

- (1) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）
- (2) 他の市町村の市町村長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）
- (3) 他の消防機関に対する応援要請（消防組織法第39条）

2 要請手続

応援要請する場合は、概ね次の事項を記した文書をもって要請する。ただし、事態が急迫し、文書によるいとまがない場合は、口頭、電話、FAX等により要請し、事後において文書を提出する。

- (1) 応援要請の内容
 - ア 応援を受ける業務の内容
 - イ 応援を要する人員、資材等
 - ウ 応援を要する期間
 - エ 応援を受ける場所
 - オ その他応援上必要な事項

3 応援要領

- (1) 応援隊は一体となって派遣先の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は市が負担する。

第3 職員の派遣要請

1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣要請をする。この際、知事に対し斡旋を求めることができる。
- (2) 市長は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特別の必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に職員の派遣を求めることができる。
- (3) 派遣要請は文書をもって行う。

2 派遣要請の内容

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給料、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

- (1) 派遣先に分属され、市の身分と併任される。
- (2) 派遣職員の分限及び懲戒処分等は、派遣した機関が行う。
- (3) 給料、諸手当等は、職員を派遣した機関が負担し、市の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは、市が負担する。

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援等

相互応援協定締結団体は、「消防相互応援協定」、「秋田県広域消防相互応援協定」、「船舶火災の消火に関する業務協定」、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」のとおりである。

2 応援の要領等

- (1) 応援部隊は一体となって災害対策本部長の指揮下で行動し、身分の異動は行わない。
- (2) 応援のため要した費用は市が負担する。

資料編 1章-25節-1「相互応援協定一覧表」

資料編 1章-25節-1.3「消防相互応援協定」

資料編 1章-25節-1.7「災害時における相互援助に関する協定書」

第5 緊急消防援助隊

1 応援要請

(1) 秋田県緊急消防援助隊受援計画

男鹿地区消防本部は、大規模災害時に、管内の消防力及び県内の消防応援だけで十分な対応ができないと判断された場合には、「秋田県緊急消防援助隊受援計画」（平成19年3月策定）の定めにより、知事に応援要請する。

(2) 県及び消防庁への応援要請

市長等は、災害により応援を必要とする場合、災害規模及び被害状況を考慮して、男鹿地区消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して応援要請を行う。なお、知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請し、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

2 受け入れ体制

男鹿地区消防一部事務組合は、各応援隊を円滑に受け入れるため、受援計画を作成し、体制を整備する。

男鹿市地区消防本部は、各応援隊を円滑に受け入れるため、次のとおり受援体制を整備する。

- ア 管内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の把握
- イ 市災害対策本部や進出拠点への職員の派遣等による連絡体制の構築
- ウ 応援都道府県大隊に対して、貸出可能な資機材の準備
- エ 管内の地理情報や水利状況等の情報提供の準備

第6 応急措置の代行

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は市長が実施すべき事務について次に応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定するとともに同地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退去を命ずる。
- 2 他人の土地、建物その他の工作物等の一時使用、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。

- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

第7 市外からの被災者の受入

市は、大規模災害が発生した際は、ただちに市有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査するとともに、被災自治体から災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合には、被災自治体と連携を図り、速やかに被災者の受入を行い、被災者のニーズに応じ、次の支援を行う。

1 被災者のニーズに沿った支援

市は、被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。

また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

2 受入体制の整備

市は、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行い、きめ細やかな対応を実施する必要があることから、受入担当課から避難情報を早めに入手し、被災者の就学・就労支援を含めた受入体制の整備検討を進める。

第4節 自衛隊の災害派遣要請計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣要請、受入調整に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 自衛隊

第1 計画の方針

自衛隊への災害派遣は、災害対策基本法（第68条の2）及び自衛隊法（第83条第1項）、「防衛省防災業務計画」による。このため、自衛隊の災害派遣について必要な事項を定める。

資料編 2章-4節-1「自衛隊の災害派遣時に実施する救援活動」

第2 災害派遣要請の範囲

1 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請したとき。
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めるとき。
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣するとき。
 - ア 関係機関に対し、災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 海難事故、航空機事故の発生を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものと認められること。
 - エ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

2 要請基準

自衛隊の災害派遣の要請基準は、以下のとおり。

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること
- (2) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められる緊急性があること
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと
- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること

第3 派遣要請手続

市長は、自衛隊の派遣要請を必要とするときは知事に対し、次の事項を明らかにして派遣の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話・FAX等により要求するものとし、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶により派遣要請の要求ができない場合は、直接、自衛隊にその旨及び災害の状況を通知する。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

資料編 2章-4節-2「自衛隊の派遣要請に関する様式」

第4 派遣部隊の任務

派遣部隊の任務は、おおむね次のとおりである。

- 1 被害情報の把握（被災地の偵察）
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路・水路の応急啓開
- 7 救急医療、救護・防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 給水・炊き出し

- 10 救援物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての必要な措置

第5 派遣部隊の受入態勢及び準備すべき事項

市長は、派遣部隊が現地到着後、迅速、効率的に派遣業務の遂行を図れるよう、次の措置を講ずる。

- 1 県及び派遣部隊との連絡責任者を定める。
- 2 派遣部隊誘導のため要員を配置する。
- 3 作業計画を作成し、部隊到着後直ちに指揮官と連絡調整できる体制を整える。
- 4 作業に必要な資機材を準備する。
- 5 必要により、災害地の区域、災害の程度を示した地図又は略図を準備する。
- 6 派遣部隊の宿営及び給水、トイレ等の使用に関し、便宜を与える。
- 7 必要に応じて、ヘリポートの設置について考慮する。
- 8 近隣住民等との調整

第6 災害派遣の撤収要請

- 1 災害派遣部隊等の撤収は、災害派遣の目的を達成し知事及び市長からの撤収要請があった場合、又は連隊長が派遣の必要がなくなったと認めた場合に協議して行う。
- 2 災害派遣部隊等の撤収にあたっては、撤収業務が円滑に遂行できるよう配慮する。

第7 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定する。

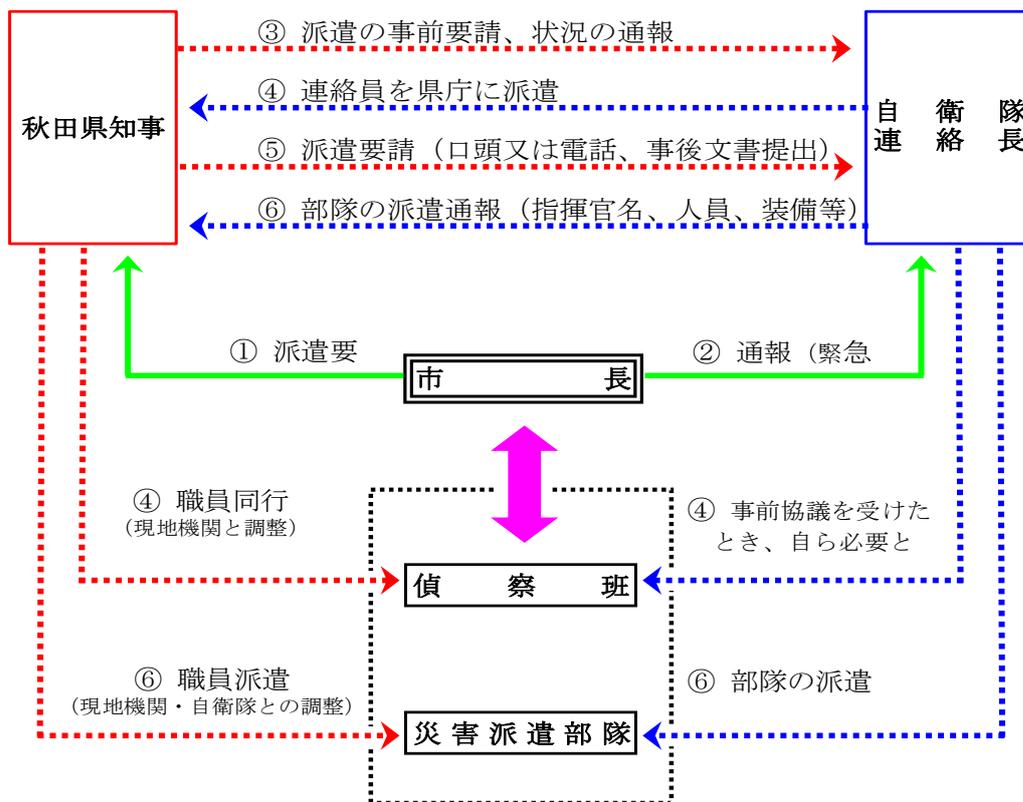
- 1 市の負担すべきもの
 - (1) 災害復旧、援助、防疫、給水等に必要な資器材及び消耗品
 - (2) 通信費
 - (3) 部隊が公共機関等の施設、又は民家の提供を受けて宿営する場合の、宿舎借上料、光熱、水道、入浴料等の経費
- 2 部隊等の負担すべきもの
 - (1) 部隊の宿営、給与、装備、機材及び被服等の整備損耗更新
 - (2) 災害地への往復輸送の経費

- (3) 輸送支援のための車両用燃料等
- (4) その他部隊に直接必要な経費

第8 県内に所在する自衛隊

区 分		所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊	第21普通科連隊 (第3科)	秋田市 寺内字将軍野1	一般 018-845-0125 県防災情報システム 197-511
航空自衛隊	秋田救難隊 (総括班)	秋田市 雄和椿川字山籠 23-26	一般 018-886-3320 県防災情報システム 198-511
	第33警戒隊 (加茂分屯基地総括班)	男鹿市 男鹿中国有地内	一般 0185-33-3030

※ () 内は災害派遣要請連絡窓口



第5節 気象予報・警報等伝達計画

担当部署	対策の概要
■ 広報班	<input type="checkbox"/> 緊急情報、避難勧告等の住民への周知に関すること
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 通信の確保に関すること
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

気象、水防、火災に関する予警報等の発表基準、並びに伝達体制を明確にすることにより、災害予防対策を確立する。

第2 気象注意報、警報等の種類と発表基準

- 1 秋田地方気象台から発表される種類及び基準は、資料編「気象予警報等の発表基準」による。

資料編 2章-5節-1「気象予警報等の発表基準」

- 2 水防活動用の予警報

次の表の左の欄に掲げる注意報及び警報は、同表の欄に掲げる一般の注意報及び警報をもってかえる。

水防活動用	気象注意報	大雨注意報
〃	気象警報	大雨警報
〃	高潮注意報	高潮注意報
〃	高潮警報	高潮警報
〃	洪水注意報	洪水注意報
〃	洪水警報	洪水警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川又は湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合において警告する。

- 3 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報をいい、次の基準により異常乾燥注意報及び強風

注意報によって発表する。

- (1) 実効湿度65%以下、最小湿度40%以下の見込みのとき
- (2) 実効湿度70%以下で平均風速8m/s以上の風が吹く見込みのとき
- (3) 平均風速10m/s以上の見込みのとき

4 台風及び異常現象等の気象情報

気象予警報に関係ある台風その他の異常警報等の情報を具体的かつ速やかに発表する。

第3 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

火災警報発令の基準

警報発令 基準	1. 最少湿度40%以下で、実効湿度が65%以下の見込みのとき 2. 実効湿度が70%以下で、平均風速8m/s以上の見込みのとき 3. 平均風速沿岸12m/s以上の見込みのとき
周知方法	1. 防災行政無線 2. サイレン 3. 吹流し 4. 広報車等
対策	1. 住民への周知 2. 地域内のパトロール 3. 電話

第4 気象予警報の伝達

- 1 気象注意報、警報の伝達警報は、資料編「気象予警報及び災害情報伝達系統図」による。

資料編 2章-5節-2「気象予警報及び災害情報伝達系統図」

- 2 気象通報、警報の取扱要領

市における措置

- (1) 気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）並びに水防法に基づく水防警報は、総務企画部危機管理課及び男鹿地区消防本部が受信する。
- (2) 夜間及び休日等の場合は、当直者及び男鹿地区消防本部が受信し伝達する。
- (3) 農作物に被害を及ぼすおそれのある霜注意報、低温注意報等の予警報等が発令されたときは、これらに対する被害防除のための対策を“産業建設部農林水産課”が報道機関の協力を求め、一般への周知を図る。
- (4) 市民に対する気象情報、警報等の伝達は、必要に応じて市防災行政無線、又は随時広報車による巡回広報等により、市民に周知を図る。

第6節 災害情報の収集、伝達計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集・整理、県への被害報告に関すること <input type="checkbox"/> 通信の確保に関すること
■ 総務班	<input type="checkbox"/> 各部並びに協力機関との連絡調整に関すること
■ 調査班・各班	<input type="checkbox"/> 災害状況の記録、一般被害状況の調査及び確認に関すること
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害応急対策を円滑に実施するためには、迅速かつ正確な情報を収集するとともに、的確に関係機関へ通報（伝達）することが必要である。

また、これを一元的に取りまとめて組織的、機能的に応急対策の推進を図らなければならない。

第2 情報収集体制

1 情報の優先度

被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接係わるものを最優先する。

特に、人的被害（死者・行方不明者数）については、関係機関と協力して収集を行い、把握できる範囲から直ちに県へ報告するものとする。また市は、県が人的被害の数について広報を行う際には、密接に連携しながら適切に行うものとする。

2 情報の収集

災害が発生した場合には、市及び防災関係機関は所掌する事務又は業務に関し、自ら積極的に職員を動員して災害情報収集にあたる。

- (1) 災害の情報収集の取りまとめは、災害対策本部防災班が行う。
- (2) 被害及び応急対策の状況については、業務分担により各対策部がそれぞれ担当員を定め、関係機関の協力を得て実施する。
- (3) 各担当対策部は、調査結果を毎日時間（定時報告）を定めて、防災班へ報告する。
- (4) 情報の収集、分析等は防災班の担当とし、常にその現況を明らかにする。
- (5) 被災写真は、被災状況の確認及び記録保存のため必要であり、各調査員及び広報担当

員は適宜被災箇所を選び、被災の程度、被災状況を撮影すること（被災写真には、撮影月日時刻、箇所名、被害名を記入しておく）。

(6) 情報の収集及び伝達を迅速、的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定めておく。

(7) 被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため、単独ではできないときは、県出先機関等に応援を求めて行う。

3 報告通報等

(1) 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象（異常潮位又は異常波浪、河川異常水位）、地すべり、雪崩等を発見した場合の措置は、次のとおりとする。

ア 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市役所又は最寄りの市職員、消防職員、警察官へ通報する。

イ 市長への報告

発見者から通報を受けた前記の関係職員は、直ちに市長（総務企画部危機管理課、当直者）へ通報する。

ウ 各関係機関への通報

市長は通報を受けた場合、直ちに情報を確認し必要な応急措置を行うとともに、各関係機関に通報する。

エ 住民等に対する周知徹底

予想される災害地域の住民及び関係団体等に周知徹底するときは、防災行政無線、消防信号及び広報車、拡声器等による。

(2) 通報を要する異常現象は、概ね次のとおりとする。

ア 著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降ひょう等）

イ 群発地震等、又は顕著な地形変化（地すべり、雪崩）

ウ 異常潮位又は異常波浪、河川の異常水位

第3 情報の伝達等

1 災害時通報指示（命令）伝達系統

関係機関の協力を得て、災害応急活動ができるよう必要な情報及び被害状況を収集把握するとともに、すみやかに関係機関に伝達を行い、予想される災害地域の住民及び関係団体等に周知徹底するときは、災害時通報指示（命令）伝達系統図に従って行う。

資料編 2章-6節-1「災害時通報指示（命令）伝達系統図」

- (1) 災害情報の伝達は、電話及びサイレン、登録メール、インターネット並びに警鐘によるほか、防災行政無線及び広報車、拡声器による。
- (2) 災害に関する信号による。
- (3) テレビ、ラジオ等の放送による。

資料編 2章-6節-2「災害に関する信号」

2 防災関係機関との情報の共有化

市は、県、市町村及び関係機関と相互に情報の共有化を図るため、日ごろから防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努める。

3 非常通信ルートの活用

市は、災害時の円滑な通信を確保するため、非常通信協議会との連携に配慮するとともに、防災訓練等においては、当該協議会と連携して訓練を実施する。

非常通信ルートは、県から内閣府向け（中央通信ルート）、及び県から市町村向け（地方通信ルート）が設定されている。

第4 特殊災害発生時の措置

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統による。

資料編 2章-6節-3「特殊災害連絡系統図」

第5 被害状況の調査

1 被害状況の調査

被害状況の調査は、現況の把握及び応急対策の実施状況について、各部において業務分掌に基づき、関係機関、市政協力員、町内会長、消防機関の職員及び団員等の協力を得て実施する。

2 調査報告の取りまとめは本部防災班が行う。

防災班は、災害状況及び被害状況を把握し、災害対策本部長に報告するとともに、関係先へ通報する。

3 安否情報の収集・伝達

市は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報

システム（総務省消防庁）を活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理し、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会へも的確な回答を行うため、安否情報システムにより収集した情報を登録（報告）し、国、県及び関係機関との間で情報共有を図る。

第6 県への災害報告

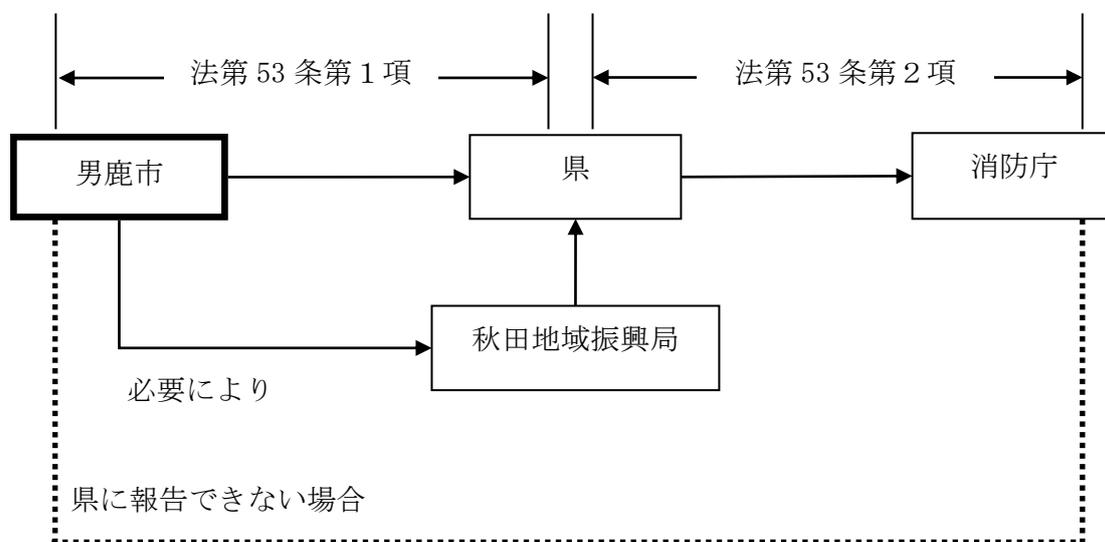
1 報告系統

災害（火災を除く）が発生したときは、市長は各部より本部への即報を整理し、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（県が災害対策本部等を設置した場合にあっては県災害対策本部等）に報告する。

また、県（県総合防災課又は県災害対策本部等）に報告できない場合にあっては、直接、総務省消防庁に報告する。

なお、報告系統は次のとおり。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告系統図



総務省消防庁連絡先

	平日（9:30～18:15） （応急対策室）	平日（左記時間帯以外）・休日 （宿直室）
N T T回線	T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553
消防防災無線	T E L 90-49013 F A X 90-49033	T E L 90-49102 F A X 90-49036
地域衛星回線 ネットワークシステム	T E L 048-500-90-49013 F A X 048-500-90-49033	T E L 048-500-90-49102 F A X 048-500-90-49036

2 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一情報で死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、【1号様式】を用いて報告する。

(1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(2) 災害種別概況

ア 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

イ 雪害については、降雪の状況、積雪深、雪崩、溢水等の概況

ウ 火山噴火については、噴火の状況及び熔岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

エ その他これらに属する災害の概況

(3) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。この際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

(4) 応急対策の状況

当該災害に対する、市及び消防機関が講じた具体的な措置とする。

避難勧告・避難指示（緊急）を行った場合、日時、対象避難範囲又は地区、避難世帯・人数などとする。

3 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を【2号様式】により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

4 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に【3号様式（確定）】により報告する。

5 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、4号様式により翌年の4月30日までに報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したもの。

6 報告の様式は、被害の認定基準に基づき、被害報告を行う。

資料編 2章-6節-4「被害の認定基準」

資料編 2章-6節-5「被害報告の様式」

第7 浸水想定区域の公表

1 津波、洪水ハザードマップの作成

市は、津波、河川等による浸水想定区域について、津波、洪水ハザードマップ等を作成・配布し、住民説明会を実施する。

2 浸水想定区域の公表

市は、浸水想定区域に対する津波、洪水予報の伝達手段、避難誘導の方法、避難所及び避難場所を定め、浸水想定区域内に地下通路や要配慮者などが入居している社会福祉施設等があるときは、これら施設の名称及び所在地を掲載し、周辺住民へ周知する。

第8 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報

県と秋田地方気象台が共同発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が更に高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報である。

市長は、土砂災害警戒情報を受け、これを直ちに市防災行政無線で住民等に広報し、住民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図る。

第7節 孤立地区対策計画

担当部署	対策の概要
■ 輸送班	<input type="checkbox"/> 救助物資の輸送に関すること
■ 土木班	<input type="checkbox"/> 孤立化防止対策に関すること（防災連携）に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 電気通信事業者、電力事業者

第1 計画の方針

市は、大雨、豪雪、雪崩等により孤立が想定される中山間集落または海岸集落などの調査を行い、計画的に実施する。

また、孤立予防対策として、道路・橋梁などの公共施設の改良、バイパスの整備、土砂災害や雪崩などの災害危険箇所の危険防止対策、さらに通信施設の整備充実、生活備蓄物資の備蓄などの計画的な推進に努める。

第2 交通路の確保

秋田地方気象台が発表する「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」は、大雨に伴う洪水や土砂災害発生の危険が切迫している場合である。

また、大雪警報が発表されたときは雪崩の発生を想定し、国、県及び市の道路管理者等関係機関は、警察や運輸機関と連携し雪崩発生危険箇所及び周辺地域の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、県・市及び関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれた集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報の収集、連絡・支援体制を整備する。

さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替え通信機器の整備に努める。

市は、公衆回線施設等が被災し、通信サービスが途絶した場合を想定し、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機などの配備に努める。

市は、小型可搬型自家発電機を災害救助備蓄物資品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者及び救援物資の搬送

孤立集落において救急患者が発生した場合の救急搬送及び災害救助物資の搬送に、県消防防災ヘリコプター、また、状況に応じては他の関係機関のヘリコプターに出動を要請し搬送を行う。

出動要請した場合、孤立集落内又は地区の近隣に臨時のヘリポートを設置し、識別できる標識等を設置する。

第6 災害救助物資の備蓄

市は、災害により集落の孤立を想定し、災害救助物資の備蓄に努める。

資料編 1章-26節-1「災害備蓄物資表」

第7 し尿、ごみ処理

洪水、又は豪雪時等において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所をあらかじめ選定し、住民に周知しておく。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておく。

第8節 通信運用計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 通信の確保に関すること <input type="checkbox"/> 非常用電源の確保、資機材の調達に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 消防本部

第1 計画の方針

通信は災害時における情報の収集、伝達及び応急対策に必要な命令、指示等の伝達のため極めて重要であり、非常通信の確保とともに、通信連絡が迅速確実に行われるよう通信手段及び通信施設の運用方法について定めておく。

第2 通常時における通信連絡

市及びその他防災関係機関が行う災害に関する予警報の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、秋田県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備、各防災機関の無線設備、電気通信事業用通信設備、又はそれぞれの専用の通信設備をもって迅速に行う。

第3 非常時における通信連絡

1 秋田県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、秋田県総合防災情報システム及び市防災行政無線設備を最大限に活用して通信運用を迅速に行う。

2 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急通信に使用するため、既設の電話機をあらかじめ指定し、承認を受けておく。

(1) 電気通信事業法に基づきNTTの承認を受けた優先電話

(2) 被災地の指定避難所等に設置された有線、又は可搬無線機による特設電話

(3) 優先電話の利用

ア 「優先電話」は、加入電話23-2800番

イ 「非常緊急電報」は、NTT115番へその旨申込む。

3 他の機関の通信設備の使用

(1) 災害応急措置の実施に際し、特に必要があるときは、災対法その他関係法令の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用してその通信を確保する。

(2) 他の機関の通信施設

- ア 警察通信施設
- イ 自衛隊通信施設
- ウ 鉄道関係通信施設
- エ アマチュア無線通信
- オ タクシー業務無線通信
- カ その他（森林管理局、電力等）

(3) 他の機関の通信施設を利用する場合は、次の事項を管理者に申し出て行う。

- ア 利用又は使用しようとする通信施設
- イ 利用又は使用しようとする理由
- ウ 通信の内容
- エ 発信者及び受信者
- オ 利用又は使用しようとする時間
- カ その他必要な事項

4 防災相互通信用無線機の使用

非常災害時に、県及び市が現地で防災関係機関と直接無線連絡を必要とする場合に使用する。

防災相互通信用無線機の使用の際は、お互いに協議する。

5 非常無線通信の実施（非常通信協議会の運用）

非常災害等により有線通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常無線通信（非常通信協議会の運用）により防災業務を遂行する。なお、非常通信を行った場合は速やかに東北総合通信局（非常通信協議会）に報告する。

6 放送要請

警報、避難の指示等（避難命令）のうち、緊急かつ重要な事項については、知事に要請し、各放送局に対する緊急時の通報を確保する。

7 多様な伝達手段の確保

大規模災害発生時においては、防災関係機関の有する通信手段が使用できなくなることも考えられ、その場合、次のような各種通信手段を確保し、必要に応じて導入及び使用方

法等を検討し、あらゆる手段を活用して情報連絡に努める。

各種伝達手段	
ア	携帯電話、スマートフォン
イ	地域衛星通信システム 全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
ウ	インターネット
エ	災害用伝言ダイヤル
オ	災害用伝言板
カ	ワンセグ、エフエム放送
キ	防災メール 気象警報・避難勧告などの必要な緊急情報について、防災メール登録を促すよう周知しておく。
ク	緊急速報メール 避難勧告などの特に緊急を要する情報について、「エリアメール」をはじめとする緊急速報メールサービス等の情報提供を活用する。
ケ	全国避難者情報システム 国による「全国避難者情報システム」「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」の活用により、避難者の所在地等の情報把握が可能となる。当該情報に基づいて安否確認や避難先への情報提供を行うことができる。

第4 警報・避難勧告等の伝達手段の確保

1 津波、洪水警報・避難勧告等の伝達

津波、洪水警報・避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線等、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の活用を図る。

2 非常用電源・多重情報伝達手段の確保

大規模災害による通信の途絶時を想定し、バッテリー切れ、代替場所への移動等を考慮し、非常用電源、様々な情報収集手段の確保に努める。

第5 通信の統制等

1 通信統制

災害の発生時においては、有線及び無線が輻輳することが常であることから、通信施設

の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を行う。

2 通信施設相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設者及び通信依頼者は、相互の連携を密にするとともに、通信施設者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努める。

3 行政用ファクシミリの優先活用

災害情報を迅速、的確に把握するため、消防、出張所等に配備されているファクシミリを災害時は優先的に活用する。

第6 通信施設の応急復旧対策

1 県総合防災情報システム及び市防災行政無線施設

(1) 基本方針

災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、適切な措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市及び防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 予備電源用燃料の確保
- (ウ) 機器動作状態の監視強化
- (エ) 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- (ア) 職員による仮復旧の実施
- (イ) 非常通信ルートを活用した通信の確保
- (ウ) 復旧工事に伴う要員の確保

2 NTT東日本秋田支店施設

(1) 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急対策

ア 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて速やかに対策がとれる体制をつくる。

イ 通信サービスの復旧順位

復旧順位	各機関
第1順位	気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力各機関
第2順位	ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関
第3順位	第1順位、第2順位に該当しない機関等

ウ 通信の非常そ通措置

災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (ア) 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
- (イ) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (エ) 災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため災害用伝言ダイヤルを運用する。

エ 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った場合は広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を住民等へ周知する。

- (ア) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (イ) 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- (ウ) 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- (エ) 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- (オ) 住民に対し協力を要請する事項
- (カ) その他必要な事項

3 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店施設

(1) 基本方針

移動通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、移動通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 重要通信のそ通確保

災害時に際し、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

イ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には、避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ 災害時における広報

(ア) 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接被災地に周知する。

資料編 2章-8節-1「男鹿市防災行政無線通信施設管理運用規則」

資料編 2章-8節-2「男鹿市防災行政無線施設一覧表」

資料編 2章-8節-3「アマチュア無線クラブ一覧表」

第9節 広報計画

担当部署	対策の概要
<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報班 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本部としての広報、報道機関との連絡に関する事 <input type="checkbox"/> 緊急情報、避難勧告等の住民への周知に関する事 <input type="checkbox"/> ホームページの開設（緊急情報）に関する事 <input type="checkbox"/> その他広報全般に関する事
<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 警察、消防、報道機関、交通機関

第1 計画の方針

災害発生時における混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、効果的な広報活動を行い、災害応急対策の実施状況を住民に迅速かつ的確に周知する。

なお、要配慮者への配慮、並びに住民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図る。

第2 広報の実施機関

- 1 広報は本部事務局広報班において実施するが、災害の状況に応じ、消防、警察その他の機関においても実施する。
- 2 各部において広報を必要とする事項はすべて本部事務局広報班に連絡する。

第3 情報等広報事項の収集

- 1 広報班は、災害対策本部の各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集する。
- 2 広報班は必要に応じて災害現地に出向き、写真、映画、その他の取材活動を実施するとともに、民間人が撮影した写真等についても極力活用する。

第4 住民に対する広報の方法

- 1 広報の手段

広報の実施にあたっては、情報の出所を、明確にして次の方法によるが、災害の規模、態様に応じて最も有効と見られる方法による。

- (1) テレビ、ラジオ、新聞による広報
- (2) 防災行政無線による広報
- (3) 広報車等による広報
- (4) 広報誌、チラシ、ビラ等による広報
- (5) 県消防防災ヘリコプターによる広報
- (6) インターネットによる広報
- (7) その他有効な手段による広報

2 広報の時期及び事項

(1) 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため、被害の防止等に必要な注意をとりまとめて広報する。

(2) 災害発生後の広報

災害の状況、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるように広報する。

例えば、電力、ガス、水道等復旧の状況及び交通機関の運行状況、災害救助活動などに重点をおき、人心の安定と激励を含め沈着な行動を要請するなど、広報活動を迅速かつ的確に実施する。

3 広報の内容

災害広報の内容は災害の規模、態様に応じて、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など概ね以下の項目について、簡潔かつ明瞭に行う。

- (1) 災害対策本部などの設置に関すること
- (2) 死傷者並びに住宅被害に関すること
- (3) 避難勧告等発令状況、避難者（避難行動要支援者など）、並びに避難所の開設・運営等に関すること
- (4) 安否情報に関すること
- (5) 食料・水及び生活物資、燃料油の過不足、並びに配給状況や配給計画に関すること
- (6) 道路、鉄道など公共施設被害、並びに電気、水道、ガス及び電気などのライフライン被害に関すること
- (7) 警備などの治安状況に関すること
- (8) 被災者の生活再建支援に関すること
- (9) 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること
- (10) 二次災害の防止に関すること

- (11) 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関する事
- (12) 災害ボランティアの募集に関する事
- (13) その他留意事項
 - ア パニック防止の呼びかけ
 - イ 出火防止の呼びかけ
 - ウ 人命救助の協力呼びかけ
 - エ 医療機関の活動状況
 - オ その他必要な事項

第5 警察署

- 1 災害発生のおそれがある場合においては、危険を予想される地域に重点的にパトロール車、広報車を出動させ、情勢に応じた効果的な広報活動を展開する。
- 2 県警本部及び関係機関との連絡を密にして、気象情報、災害情報の積極的な入手に努め、得た情報を市民に周知させ、住民の不安感の除去に努める。

第6 消防署

- 1 広報活動
 - 災害時において災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて適時活発な広報活動を実施する。
 - (1) 出火防止及び初期消火の呼びかけ
 - (2) 火災に関する情報
 - (3) 避難勧告又は避難命令等の伝達
 - (4) 民心安定をはかるための情報

第7 災害に関する放送各社への緊急連絡

事故・災害により、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合は、市及び消防本部は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に対して緊急連絡を行うが、特に緊急を要する場合には直接連絡を行うことができる。

資料編 2章-9節-1「災害に関する緊急連絡の取扱いについて」

第8 報道機関、関係機関等の広報

- 1 報道機関に対する発表は、災害対策本部長又は副本部長のいずれかが記者会見等を設け

て定期的に現況を発表する。

また、報道機関の情報や連絡網を活用できるよう、併せて地域の情報収集に努める。

- 2 職員に対しては庁内放送等で随時周知させる。
- 3 公共機関、団体及び重要な施設の管理者に対する広報は、住民に対する広報同様あらゆる機会をとらえて行うが、特に状況に大きな変化があった場合は災害対策本部の各班の責任において、速やかに行う。
- 4 災害応急対策実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておく。

第9 帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達

- 1 帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達は、本節第4に掲げる手段により広報する。
- 2 街区等で避難している者については、防災行政無線により最寄りの避難所への避難を呼びかけるとともに、避難所において交通情報の提供と併せ、食料・水、毛布等の支援を行う。

また、家族・親戚等の安否確認の手段については、携帯電話又はN T Tの仮設電話機からN T Tが開設する災害用伝言ダイヤル〔171〕や「災害時優先電話」の利用を促す。

第10節 避難対策活動

担当部署	対策の概要
■ 広報班	<input type="checkbox"/> 避難指示並びに避難所、救護所設置等の広報に関すること <input type="checkbox"/> 緊急情報、避難勧告等の住民への周知に関すること
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 区長等からの情報収集、住民の安否確認に関すること
■ 救助班	<input type="checkbox"/> 避難誘導及び避難所の設置に関すること
■ 衛生班	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の設置、救護所の設置に関すること <input type="checkbox"/> 避難者の名簿の作成に関すること
■ 学校教育班	<input type="checkbox"/> 避難所設置に関すること（学校など）
■ 生涯学習班	<input type="checkbox"/> 避難所設置に関すること（公民館など）
■ 文化スポーツ班	<input type="checkbox"/> 避難所設置に関すること（体育館など）
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 消防本部、警察

第1 計画の方針

各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民、観光客、滞在者などを安全な地域、施設に収容、保護するため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を適時的確に実施するとともに、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令前であっても公共施設や指定緊急避難場所を開放し、人的被害の軽減を図る。

また、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、食料・水、生活必需品等の配給、並びに不足物資の調達や保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行う。さらに、生活支援等の実施にあたっては要配慮者や女性に十分な配慮が重要であり、特に避難者及び被災者に対するプライバシー保護対策の徹底に努める。

第2 避難情報の発表に関する実施の責任者

1 避難情報の発表に関する実施の責任者とその要件は、次のとおりである。

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき	災害対策基本法 60条

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
警 察 官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策 基本法 61 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災的危険な事態がある場合	警職法 4 条
海上保安官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策 基本法 61 条
知 事	災害全般	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策 基本法 60 条
自 衛 官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合	自衛隊法 94 条
知事又はその命を受けた職員、水防管理者（市長）	洪水・高潮・津波	洪水、高潮又は津波の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 29 条
知事又はその命を受けた職員	地すべり	地すべりによる著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等 防止法 25 条

2 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
市 長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策 基本法 63 条
警 察 官	災害全般	同上の場合においても、市長もしくはその委任を受けた市吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策 基本法 63 条
海上保安官	災害全般	同上の場合においても、市長もしくはその委任を受けた市吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策 基本法 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合においても、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災害対策 基本法 63 条
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法 28 条 消防法 36 条

実施責任者	種 別	要 件	根 拠
水防団長、水防団員、又は消防機関に属するもの	洪水	水防上緊急の必要がある場合	水防法 14 条

3 避難情報の種別

行動を居住者等に促す情報	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 (注1) 避難準備・ 高齢者等避難開始	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示(緊急) (注2)	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な移動等の緊急の避難をする。
【警戒レベル5】 災害発生情報 (注3)	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

(注1) 「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)が平成31年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されている。

(注2) 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令。津波は危険な地域からの一刻も早い避難が必要となることから、基本的には避難指示(緊急)のみを発令することとなり、レベル区分になじまないため、伝達の際に「警戒レベル」を用いない。

(注3) 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。

資料編 2章-10節-1「土砂災害・水害・津波災害発生時における避難情報発令基準」

資料編 2章-10節-2「警戒避難の伝達方法及び連絡方法」

第3 避難の区分、警戒区域の設定

1 区分

(1) 住民等の判断による避難

災害情報等により、災害発生のおそれがある場合は住民自らの判断で避難するものとし、特に避難行動要支援者や女性は、早期に親戚、知人宅、避難所等安全な区域に避難させる。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始による避難

市長は、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を確保するため、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、要配慮者避難支援プランの「個別計画」を基に、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、福祉避難所等）へ誘導・搬送する。

(3) 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報による避難

市長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難の勧告又は避難指示（緊急）を行い、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立ち退きを促す。

また、災害発生情報については、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令し、居住者等に命を守るための最善の行動を促す。

なお、避難には「立ち退き避難」と「屋内安全確保」があるが、土砂災害・高潮災害・津波災害においては「立ち退き避難」が基本となる。災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置（「屋内安全確保」）をとるものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定範囲

警戒区域の設定範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

(2) 警戒区域の周知

警戒区域の周知は、市町村防災行政無線及び広報車、又は消防職員並びに警察官等の警戒配置者が実施する。

(3) 交通規制

警戒区域及び周辺の交通規制を段階的に実施する。

(4) 立入規制

警戒区域には、要所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、又はロープ等で明示する。

第4 避難勧告及び避難指示（緊急）

1 避難勧告、避難指示（緊急）の基準

(1) 災害全般

- ア 災害に関する警報が発令され、避難を要すると診断されたとき。
- イ 火災の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- ウ 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- エ 河川の上流地域で水害が発生し、下流地域に危険があるとき。
- オ がけ崩れ等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に危険が認められるとき。
- カ 危険物等の施設に被害が発生し、避難を要すると判断されたとき。
- キ 有毒ガス等が流出拡大し、又はそのおそれがあり、避難を要すると判断されたとき。
- ク その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要があると認められたとき。

(2) 洪水予報、避難勧告等の発令基準

洪水等に対して、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示（緊急）を行う場合、気象警報等や水位状況等の推移によって、避難が必要と認める場合、あるいは警報を覚知した場合には、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、気象台ホットラインによる今後の気象推移情報、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて、総合的に判断し、直ちに避難勧告等の発令を行う。

(3) 避難行動要支援者に対する避難勧告等の発令基準

避難行動要支援者の避難等の情報伝達が迅速かつ確実に行われるよう、避難勧告等の発令基準を定めておく。

(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの検討

防災対応や避難誘導に係る行動ルールを「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定め、災害経験を通じて地域別に判断基準を見直していく。

避難勧告等の発令は夜間であっても、また避難所の開設が間に合わない場合においても躊躇することなく行う。

2 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達方法

避難勧告、避難指示（緊急）の伝達は、災害対策本部の広報活動によるが、事態に即応し直ちに避難の対象地区住民に周知させる。

伝達の方法は次のとおりとする。

(1) 防災行政無線による伝達

- (2) 信号（サイレン、警鐘等）による伝達
- (3) 電話による伝達
- (4) 広報車（市、消防機関、警察等）による伝達
- (5) 伝達員（拡声器等による連呼、個別訪問等）による伝達
- (6) 報道機関等への要請による伝達

3 避難勧告、避難指示（緊急）の伝達内容

避難勧告及び避難指示（緊急）を行う場合は、次の内容を明らかにする。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難勧告・避難指示（緊急）の理由
- (3) 避難勧告・避難指示（緊急）の期間
- (4) 避難先（避難所又は避難場所）
- (5) 注意事項

ア 避難後の戸締り

イ 携帯品は限られた必要最小限のもの（貴重品以外の荷物は持ち出さない）とする。

ウ 服装はできるだけ軽装とするが、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等を着用し、雨合羽又は外套等暴雨、防寒衣を携行する。

エ 住民票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの）を携行する。

オ 二食程度の食糧、水、手拭、チリ紙、最小限の着替え、肌着、証明用具等を携行すること。

第5 避難所、避難者の誘導及び移送

1 指定避難所等

(1) 指定緊急避難場所

住民の避難にあたっては、最寄りの指定緊急避難場所（公園、道の駅、空き地等）に一時避難させる。

(2) 指定避難所

天候の状況及び避難が長期にわたる場合は、指定避難所に収容する。

2 避難誘導及び移送

(1) 避難誘導

市は、指定緊急避難場所、指定避難所等を定め、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図るほか、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとにとるべく避難行動がわかるように伝達するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、避難者

の誘導は、消防団が災害対策本部長の指示のもとで行うとともに、消防、警察等と連携・協力し、避難中の安全確保を図る。

避難者の誘導にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 避難は可能な限り、一定の地域又は町内会等単位の集団を集合させた後、その都度指定された「避難所」等に誘導する。特に、避難行動要支援者に対しては避難支援者、町内会などと協力し、優先的に避難させる。また、市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- イ 安全な避難所等を選定し、余裕をもって避難させるよう努める。
- ウ 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度に止めるよう指導する。
- エ 避難時の混乱を防止し、円滑に避難させるため、警察署は主要な交差点の要所で誘導に努める。

(2) 被災者の移送

被災者の生命の安全を図るため移送を必要とするときは、車両、船舶等を借上げて移送する。移送が困難な場合には、県に要請する。

(3) 防災業務従事者の安全確保

被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される津波到達時間等も考慮の上で避難勧告・指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4) 徒歩による避難

大規模災害の発生時には、家屋の倒壊・落下物・道路の損傷・渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難については、徒歩による避難を原則とし、住民等に周知する。

(5) 車による避難

市は、指定避難所までの距離、避難行動要支援者の存在等を踏まえて、やむを得ず車により避難せざるを得ない場合は、車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討し、住民等に周知する。

第6 避難所の開設及び運営

1 避難所

(1) 避難所の開設と閉鎖

指定避難所は、災害の規模状況に応じ災害対策本部長が開設の判断を行い、その必要

がなくなると認めるときに閉鎖する。

指定避難所の開設は、本部の指示により市民福祉部が行い、その施設の管理者に事前に通報する。また、施設管理者、自主防災組織、地域の住民と協力し、人員が不足する場合は各部へ応援を要請する。

(2) 避難所として利用する施設

避難所の開設にあたっては、あらかじめ定める施設の安全点検を行い、被害の程度や炊き出しの可能な施設、その他の条件を考慮し、適切なものから順次、開設する。

資料編 2章-10節-3 指定避難所施設一覧表

資料編 2章-10節-4 指定緊急避難場所一覧表

資料編 2章-10節-5 指定緊急津波避難場所一覧表

(3) 連絡員の駐在

避難所を開設し、避難者を収容したときは、職員を派遣して駐在させ、避難住民の管理にあたらせる。

2 避難所に収容する者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

3 避難所開設の報告

(1) 知事への報告

市民福祉部より避難所開設の報告を受けた災害対策本部長（市長）は、直ちに指定避難所の開設状況を県知事に報告しなければならない。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりで、電話又は県総合防災情報システムで報告する。

連絡先	県総合防災情報システム	電話番号
県総合防災課	100-569～570	018-860-4563
県災害対策本部 情報班	100-558～561	018-860-4500

- ア 開設の日時、場所、施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 開設期間の見通し

4 避難所従事者の執務要領

- (1) 避難所従事者は、被災者を誘導するとき、市民福祉部長の指示が間に合わないときは自己の判断で処理する。
- (2) 避難順序は避難行動要支援者や女性を優先させる。
- (3) 避難所の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合には必要な措置を講ずる。
- (4) 避難所内の衛生については、特に留意し、必要な措置を講ずる。
- (5) 避難者の収容が終了次第、災害対策本部へ収容人数を報告する。
- (6) 各避難所の従事者は、避難所及び避難住民に関する記録をとる。
- (7) 給食、その他物品の配分については統制を保ち、かつ公平に行う。
- (8) 避難所の運営にあたっては努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにする。
- (9) 従事者は常に災害対策本部と連絡を密にし、その使命の完遂を図る。
- (10) あらかじめ作成した避難所設置・運営マニュアル等により、円滑な運営に努める。
- (11) 避難所収容名簿、報告書等を整備し、閉鎖後直ちに災害対策本部に提出する。

資料編 2章-10節-6「避難に関する様式」

5 避難所の生活環境の改善

避難所における避難者の生活環境には注意を払い、常に良好な居住性の確保、生活関連物資の配布、感染症予防等に努める。そのため、食事供与の状況、トイレ設置等衛生環境、健康状態の把握に努め、必要な対策を講じるとともに指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

生活環境	必要な対策
プライバシー	世帯単位の間仕切り等プライバシーの確保状況の確認
設備の確保	たたみ、布団、冷暖房機、洗たく機、テレビ、ラジオ等の設置、暑さ・寒さ対策
衛生環境	ごみ処理、入浴施設設置の有無及び利用、洗濯等の頻度の確認
健康診断等	巡回診療、惨事ストレス、ケアサービス等
相談窓口	避難者相談窓口を開設し、カウンセリング、意見箱の設置等
女性、子育て	物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の配布等の女性や子育てのニーズに配慮した避難所の運営
防犯	避難所での性犯罪やDV等を防止、関係者以外の立ち入り規制などの防犯措置
報道機関への対応	報道機関等の取材・立入りについては、制限又は節度を求める。

6 女性等の視点を取り入れた避難所

(1) 男女別ニーズの違いへの配慮

ア 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用スペースを設ける。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置するとともに、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討する。

イ 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じる。

(2) 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮

ア 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースの確保、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。

なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。

イ 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。

ウ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備や防犯ブザーを配付するなど、安全・安心の確保に配慮する。

エ 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するなど配慮する。

(3) 避難所の運営管理

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営に専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。また、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にする。

イ 自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをする。

ウ 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割

を固定化することがないようにする。また、班の責任者には、男女両方を配置する。

7 避難生活の長期化への対応

ア 避難生活の改善

市は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させる。

物資の調達及び供給にあたっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。

また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すほか、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

イ 集団感染等の防止対策

避難生活の長期化により、持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防止するため、避難者へのマスクの配布や健康相談、食料・飲料水が不足する中での保管方法など中・長期的な集団感染の防止対策を実施する。

8 福祉避難所の設置等

指定避難所の整備状況や地域の要配慮者の状況等を勘案し、指定要件、指定目標を設定する。

福祉避難所設置・運営にあたっては、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成20年6月日本赤十字社）」、「福祉避難所運営マニュアル」等を参照する。

市が、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チームの活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。

9 要配慮者への配慮

(1) 避難後における要配慮者へ配慮

市は、要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災・医療・保健・福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。なお、応急仮設住宅の提供及び要配慮者に向けた情報提供についても十分配慮するものとする。

(2) 福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配

市は、避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。

特に、避難行動要支援者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第7 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、自主防災組織や民生委員等の協力を得て、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導を実施するものとする。

第8 施設等の管理者の避難対策

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項に留意し、避難に万全を期す。

1 小中学校関係（幼稚園、保育所を含む。）

小中学校の児童、生徒の集団避難（災害に伴い、児童、生徒を集団的に他地域へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。）については、学校及び教育行政機関において、避難地の選定、収容施設の確保、輸送の方法並びに教育保健衛生及び給食等の実施方策を検討する。

2 病院における集団避難（災害に伴い、患者を集団的に他の医療機関又は安全な場所へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう。）については、収容施設の確保、輸送の方法、保健衛生及び入院患者に対する給食等の実施方策を検討する。

3 帰宅困難者支援

(1) 帰宅困難者の支援

市は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

(2) 関係機関の支援

公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一

時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供に努める。

第9 安否確認の情報の集約

1 安否確認の情報の集約

住民（行方不明者）の安否確認が行える情報の集約、連絡系統、安否確認体制の確認方法を定めておき、消防団や自主防災組織、町内会長、民生委員等と協力し、安否確認情報の集約を行う。

（1）避難行動要支援者の安否確認の構築

避難行動要支援者を個々に把握(名簿整備、逆手上げ方式)し、あらかじめ、避難支援者(名簿登録)や、支援方法、避難先を決めておく等、消防団や自主防災組織などが協力して、安否確認を行う仕組みを事前に構築しておく。

（2）連絡系統の構築

集落ごとに消防団と協力して情報の集約ができるように事前に連絡系統を構築しておく。

また、町内会単位で、家族全員が無事の場合に玄関先に目印を出す等、安否確認が迅速に実行できる体制が重要である。

2 「全国避難者情報システム」の活用

「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」の活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

第1 1 節 消防・救急救助活動計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 消防活動に関すること
■ 救助班	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の安全確保、安否確認に関すること
■ 衛生班	<input type="checkbox"/> 医療救護の応援要請に関すること
■ 観光商工班	帰宅困難者の避難支援、交通機関との連絡調整に関すること
■ 消防・警防部	<input type="checkbox"/> 被災者の救出・救助・救急に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 消防本部

第1 計画の方針

大規模な火災等の災害が発生したときは、男鹿地区消防一部事務組合が関係機関と連携しながら、迅速・確実な消防・救急救助活動を実施し、市民の安全確保と被害の防止にあたる。

市は、男鹿地区消防一部事務組合と十分な連絡のもと、相互に積極的かつ緊密な活動協力体制を確立する。

第2 消防防災体制の整備

- 1 男鹿地区消防一部事務組合は、男鹿地区消防本部において消防計画を立て、管内で火災等の災害が発生したときは、消火活動等を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救急・救助活動を実施するため、必要な事項を定める。

この計画によって、災害に迅速かつ的確に対処する消防体制を整備する。

- 2 災害対策に万全を期するため、すべての消防防災関係機関は法令等に基づき通信指令、応援協定、救急救護などの防災体制を整備する。

- 3 防災業務従事者の安全対策

(1) 消防団の活動・安全管理

市は、「消防団の活動・安全管理マニュアル」等を整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねる。特に、海岸部など津波発生が予想される場合は、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と津波災害時の消防団員の活動を明確化する。

(2) 消防機関

消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努める。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努める。

(3) 建設工事等に係わる防災業務従事者

建設工事等に係わる防災業務従事者に対して、関係機関と連携を図り、労働災害防止に関する必要な指導等を行う。

資料編 2章-11節-1「消防車両配置状況」

資料編 2章-11節-2「消防特殊機器材配置状況」

資料編 2章-11節-3「消防団組織編成表」

資料編 2章-11節-4「災害防御隊編成表」

第3 災害発生時の措置

市長及び消防長は、災害が発生した時は消防計画に基づき、災害を防除し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する。

第4 消防活動

大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、迅速かつ的確な組織の確立と関係機関との連携による消防・救急活動を実施し、市民の生命身体の安全確保と被害の軽減を図る。

1 市及び男鹿地区消防一部事務組合の活動

(1) 男鹿地区消防一部事務組合は、管内で火災等の災害が発生したときは、消防計画に基づき迅速に消火活動等必要な応急措置を行う。また、要救助者の救助救出と傷病者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

活動にあたっては、住民、自主防災組織や市及び防災関係機関と連携して、効果的な応急措置を講ずる。

(2) 同時多発火災が発生した場合は、次の原則に基づき消火活動を行う。

ア 重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

イ 消火可能地域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

ウ 市街地火災優先の原則

大工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防止を優先する。

エ 避難所等の確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難等の活動を行う。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救急・救命活動の成算等を総合的に判断し活動を行う。

(イ) 火災の規模により消防力が優勢と判断した場合は、積極的に攻撃的消火活動を行う。

(ウ) 火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は、道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

- (3) 市及び男鹿地区消防一部事務組合は、災害の規模が大きく、延焼拡大が著しいため、自力のみでは拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。

また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」、4市町村による「消防相互応援協定」、13市による「災害時における相互援助に関する協定書」等、あらかじめ締結している相互応援協定により応援を要請する。

2 消防団の活動

大規模火災等の災害が発生した場合、消防団員は地域に最も密着した防災リーダーとして、初期消火及び人命救助や避難誘導等の活動にあたる。

第5 情報通信

災害に係わる情報は、施設、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

災害時においては、有線電話の不通、無線障害などにより、状況把握が困難となる可能性がある。このような通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握する。

第6 住民及び自主防災組織等による消火活動

1 出火防止

住民及び自主防災組織等は、地震発生後直ちに火気の停止、ガス、電気の使用停止等を

近隣へ呼び掛け、出火の防止に努める。

2 消火活動

火災を発見した場合、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行う。

第7 火災及び災害等の報告

消防組織法第40条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」によるが、消防関係報告のうち、緊急事態発生時における火災・災害等に関する即報については、「火災・災害等即報要領」の定めによる。

第8 救急・救助活動

大規模災害や同時多発火災では、多数の要救助者の発生が予想される。

市及び男鹿地区消防一部事務組合並びに防災関係機関は、相互に協力して迅速かつ適切な救助活動を実施する。

1 市及び男鹿地区消防一部事務組合の活動

(1) 男鹿地区消防一部事務組合は、災害時に管内で要救助者が発生したときは、迅速に必要な応急活動にあたる。

活動にあたっては、市及び関係機関並びに住民や自主防災組織等と連携して効果的な活動の実施を図る。そのため、平素から住民や自主防災組織等に対して救急救助の初期活動について、普及、啓発を推進する。

(2) 災害により多数の要救助者が発生した場合には、大規模救助事案の確認並びに救急病院等の受入体制を把握し、消防隊、消防団の投入も含めて、早期に救助・救急体制を確保する。

(3) 市及び男鹿地区消防一部事務組合は、自力で十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求めるとともに、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」、4市町村による「消防相互応援協定」、13市による「災害時における相互援助に関する協定書」等、あらかじめ締結している相互応援協定により応援を要請する。さらに必要なときには、県に対して自衛隊の派遣を要請する。

2 関係機関の活動

(1) 警察は、災害規模により速やかに救出・救助活動を実施する。

(2) 自衛隊は、市の災害派遣要請に基づく県の要請により、救出・救助活動を実施する。

(3) 海上保安部は、海難救助等必要な応急活動を実施する。

(4) 消防本部と各関係機関は、活動にあたり担当区域を定めるなど、重複又は取り落とし

のないよう、十分な打合せに基づき活動する。

3 自主防災組織等による救急・救助活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

第9 特殊災害発生時の措置

広域的にしかも重大な被害をもたらすおそれのある石油コンビナート施設等災害、及び林野火災等の災害の応急対策は、次のとおりとする。

1 石油コンビナート施設等災害

貯蔵施設危険物及び可燃ガス等の漏洩、これに伴う火災発生のおそれがある時は、秋田海上保安部、県等の関係機関と連絡調整を図りながら、状況に応じた的確に対応する。

(1) 施設に火災が発生し、また他の地域にも火災等が多発している場合には、必要最小限度の消火隊により、市街地火災優先の原則に基づき活動し、以後、応援隊の到着を待ち、消火体制を整えた上で活動にあたる。

(2) 施設に火災等が発生しているが、他の地域に火災等が発生していない場合は、すみやかに消火体制を整え活動にあたる。

2 林野火災等の災害

災害により広域的な林野、大量の可燃物集積所等において火災が発生した場合は、県等の関係機関と連絡調整を図りながら、状況に応じた的確に対応する。

(1) 林野火災が発生し、また他の地域にも火災等が多発している場合には、市街地火災優先の原則に基づき消防団を含めた必要最小限度の消火隊で活動し、以後、空中消火等を考慮した応援隊の到着を待ち、消火体制を整えた上で活動にあたる。

(2) 林野等に火災が発生しているが、他の地域に火災等が発生していない場合は、速やかに消火体制を整え活動にあたる。

(3) 空中消火が必要な場合には、秋田県消防防災航空隊に応援要請するとともに、自衛隊等の災害派遣要請を含め、実施体制の確立を図ることとし、以下の体制を整備する。

ア 空中消火補給基地及び離着陸場を設定するとともに、ヘリコプターが現地に到着するまでに作業が円滑に実施できる体制を整える。

イ 空中消火資機材等の輸送は、これを保管する県が現地に輸送するが、状況によっては市及び関係機関が協力する。

第12節 消防防災ヘリコプターの活用 計画

担当部署	対策の概要
<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災班 ■ 消防・警防部 ■ 防災関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ヘリポートの設置、運営に関すること <input type="checkbox"/> 消防本部

第1 計画の方針

災害時には、道路の遮断や通信サービスの途絶により孤立した地区への支援、並びに被災地区の情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急応急対策に、県消防防災ヘリコプターの機能を効果的に活用する。

第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等の定めるところにより、次のとおりとする。

1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非 代 替 性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

ア 山村、へき地等交通遠隔地からの救急患者の搬送

交通遠隔地から救急患者を搬送する場合、救急車で搬送するより著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合。

エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合。

(2) 救助活動

ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 地滑り等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

地滑り、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等における事故の救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査、大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認めた場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 大規模事故等の状況把握及び情報収集

大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められた場合

ウ 被災地、又は孤立地区への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等

1 緊急運航等の要請

市長及び男鹿地区消防一部事務組合消防長（以下「市長等」という。）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」をファクシミリで緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認し、消防防災航空隊を通じて市長等に出動の可否について回答する。

2 受入態勢の整備

市長等は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を

整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着場所から病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材及び水利の確保
- (4) その他の必要な事項

3 報告等

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書により速やかに消防防災航空隊に報告する。

県消防防災ヘリコプター連絡先

連絡先	電話番号等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 ※県総合防災情報システム 専用電話 110511 衛星携帯用電話 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠 40 番地 1

資料編 2章-12節-1「ヘリポート指定箇所」

資料編 2章-12節-2「秋田県消防防災航空隊出動要請書様式」

4 県消防防災ヘリコプターの運航体制

- (1) 出動日数 365日（土日、祝日、年末年始を問わず活動体制）
- (2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。

第4 夜間救急搬送

夜間救急搬送は、原則として「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に定めるもののほか、「秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領」に基づき行うものとする。

1 夜間搬送の要件

夜間搬送は、次の要件を満たす場合に運航する。

- (1) 緊急運航の要件である公共性、緊急性及び非代替性の3要件を満たすもの。
- (2) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
- (3) 救急告示病院から第三次医療機関への搬送であること。

2 緊急運航の要請基準

昼間運行時間内（原則として午前8時30分から午後5時15分まで）に出動要請があったときに実施する。

第13節 水防活動計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 水防活動に関すること
■ 消防・警防部	<input type="checkbox"/> 水防計画に関すること
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

洪水等による水災の警戒及び防御等、市内各河川、湖沼、海岸等に対する水防上必要な措置対策の大綱は「男鹿市水防計画」による。

第2 男鹿市水防計画（別冊）

水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、男鹿市地域における洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減して公共の安全を保持するとともに、水防事務の調整並びにその円滑な実施のため、必要な事項を定めることを目的に策定している。

なお、計画は、水防法第33条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完・修正する。

第3 風水害の事前対策

風水害については、気象予報等により災害の危険性をある程度予測することが可能であり、被害を軽減するために災害発生直前における情報収集・伝達、住民の避難誘導、災害防止活動等が極めて重要であることから、次の点に留意し対策を講ずる。

1 水防活動体制

風水害の発生する危険性があり、本部等の設置に至らない段階においては、警戒情報等を連絡し、適切な水防活動を行う。

2 避難誘導活動

（1）警戒活動の実施

市は、災害発生のおそれがある場合、河川管理者、消防団等と連携を図り、気象情報等に十分注意し、浸水想定区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。

(2) 要避難地域の早期把握

市は、必要と認められる地域の居住者、滞在者、避難行動要支援者に配慮し、避難の勧告、指示等をはじめ迅速かつ的確な避難対策に着手できるよう避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、災害により大きく異なるため、市は各種の情報収集を踏まえ、避難要否を判断する。この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難誘導を実施するなど適切な措置を行う。

(4) 住民に対する情報の伝達体制

気象情報、警報等、異常が認められた場合の住民への伝達方法（放送要請、広報車、防災無線等）による体制、施設等の点検整備を行っておく。

3 災害未然防止活動

市は、災害発生のおそれがある場合、各施設管理者との連携により事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害発生の防止に努める。

(1) 所管施設の緊急点検体制の整備

(2) 水防上危険と判断される箇所等の巡視、パトロール及び事前規制等

(3) 降水量・水位等の状況確認、関係機関、住民への周知

(4) 気象情報、警報等の住民に対する伝達の体制

(5) 住民の避難誘導體制の整備

(6) 防災用資機材の準備及び確保

(7) 水防活動体制の整備（水防管理者）

(8) 応急復旧のための体制の整備

第14節 災害警備活動計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 災害警備に関する情報収集、協力支援
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 男鹿警察署、秋田海上保安部

第1 計画の方針

市は、警察及び海上保安部等の関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速な警備体制を確立し、情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を図る。

第2 災害警備

1 災害発生等の警察の警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察が行う警備活動は、おおむね次のとおりとする。（市は、警察が行う警備活動に協力し、情報収集を行う。）

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難指導及び誘導
- (4) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防及び取締り
- (5) 被災地、避難所及び重要施設等の警戒
- (6) 緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 社会秩序の維持活動
- (11) NPO・ボランティア等の活動支援
- (12) 報道対策

2 警備体制

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害警備本部の設置

災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部に災害警備本部を設置する。

(2) 災害警備対策室の設置

災害発生を認知したとき及び発生が予想される場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

(3) 災害警備連絡室の設置

災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で、これらの規模が災害警備本部又は災害警備対策室の設置に至らない程度のものである場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

(4) 警察署（現地）警備対策本部等の設置

警察署においては、管内の災害実態に応じて警察本部に設置された災害警備本部に準じて所用の警備体制をとる。

3 海上警備

(1) 海上保安部は情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置をとる。（市は、海上保安部が行う海上警備活動に協力し、情報収集を行う。）

ア 災害発生地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第15節 緊急輸送計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> ヘリポートの設置、運営に関すること <input type="checkbox"/> 緊急通行車両証明書の交付に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 警察、道路管理者、鉄道事業者、港湾等の管理者

第1 計画の方針

災害時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。関係機関は、輸送網の緊急復旧に努めるとともに適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

市は県と連携し、救援物資の調達・輸送のため代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握・点検するとともに、物資集積拠点を経て、各指定避難場所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

第2 輸送網の確保

1 道路の啓開等

(1) 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、災害対策基本法第76条の6に基づき、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その管理する道路について、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命ずることができ、運転者が不在の場合などにより車両の移動が困難な場合等においては、自ら車両の移動等を行うことができる。

公安委員会は、災害対策基本法第76条の4に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動について要請するものとする。

(2) 災害時における障害物の除去等

道路管理者等は、管理する道路の被害状況を早急に把握し、障害物等の被害があった場合には、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。道路啓開等に必要な人員、資機材等が不足する場合は、民間団体等との間の応援協定等によ

り確保する。なお、路上の障害物の除去については、状況に応じて、警察、消防、自衛隊等と協力して必要な措置をとるものとする。

国や県は、必要に応じて、ネットワークとして、緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。さらに、国では、迅速な救急救命活動や緊急支援物資などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。

港湾・漁港区域内において、航路における沈船、漂流物等による船舶の航行が危険と認められる場合には、県等と連携し、障害物除去による航路啓開に努める。また、国は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

2 実施計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害緊急対策に従事する者、又は災害緊急対策に必要な資機材の緊急輸送の確保の計画は次により実施する。

(1) 実施機関

ア 道路管理者は、道路、橋りょう等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に、応急工事にあたりは幹線道路を優先する。

イ 鉄道事業者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

ウ 港湾等の管理者は、関係施設が被災した場合、速やかに応急工事を行うとともに、航路の障害物を除去し、船舶の運航を確保する。

(2) 道路、橋りょう危険箇所の把握

ア 市の管理する道路の措置

市長は、その管理する道路の破損、決壊、橋りょう破損、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置がとれるようにする。

イ 危険箇所の通報連絡

(ア) 市長は、その管理に属する道路、橋りょうの支障箇所については秋田地域振興局建設部、警察署及び関係機関に通報連絡する。

(イ) 国道、県道等の支障箇所については、秋田地域振興局建設部、警察署から連絡が

あった場合には災害対策本部の各機関に連絡する。

2 輸送計画

災害時において、災害応急対策の実施に必要な輸送を迅速、的確に行うため、次の計画により実施する。

(1) 実施機関

災害応急対策要員、又は被災者災害応急対策用物資及び機械等の輸送は、市又その他の機関が行う。

(2) 輸送の対象

輸送の対象のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 重症患者、妊産婦の輸送
- ウ 飲料水及び食料品の供給のための輸送
- エ 救済用物資の輸送
- オ 医療及び助産関係者の輸送
- カ 行方不明者及び死体の捜索のための輸送
- キ 資機材その他災害応急対策に必要な輸送

(3) 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送の順位を次のとおりとする。

- ア 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

4 輸送力の確保

(1) 車両等の確保

ア 担当部

車両等の把握、配車については総務企画部が担当する。

イ 配車の要請

(ア) 市長の指示により、各部の協力を得て総務企画部が輸送計画を樹立し、要請者に通報するなど活動が停滞しないように努める。

(イ) 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。

(ウ) 車両の出動はすべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務企画部長に報告する。

(エ) 配車にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

資料編 2章-15節-1「市有車両一覧」

(2) 市所有以外の車両の確保

ア 各部は、市所有以外の車両を確保する必要がある場合は総務企画部長に確保要請する。

イ 車両等確保の協力要請

災害対策本部長は、市内の民間業者の協力を得て確保するが、確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町村、又は県に協力を要請する。

資料編 2章-15節-2「民間車両調達先一覧表」

5 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(3) 船舶による輸送

陸上郵送路が使用できないとき、又は船舶による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(4) 航空機による輸送

ア 地上輸送がすべて不可能な場合、県を通じて航空機による輸送の要請を行う。

イ ヘリコプター発着、又は物資投下の可能な地点の選定

災害対策本部長は、航空機輸送に備えヘリコプター発着、又は物資投下の可能な地点の選定及び整備に努める。

(5) 人力による輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

6 燃料等の調達

輸送等に使用する燃料油類は、資料編「燃料販売業者一覧」に掲げる機関又は業者から調達し、各部に必要量を配分する。

資料編 2章-15節-3「燃料販売業者一覧」

第3 緊急輸送道路の指定、緊急輸送

1 緊急輸送道路の指定

市は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

2 防災拠点等との連絡

(1) 緊急輸送道路は、県が指定する緊急輸送道路や防災拠点等と連絡する主要道路を確保する。

(2) 市は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点等との連絡道路を確保する。

3 緊急輸送

人員輸送、又は食料・生活用品などの物資輸送、又は医薬品等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を状況に応じて使い分け、有効活用する。

輸送対象の想定は、次のとおり。

段 階	時 期	輸送の対象
第1段階	避難期	1 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 4 負傷者等の後方医療機関への搬送 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制などに必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	1 第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

5 緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付

(1) 事前の届出

災害時の緊急通行にかかる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添えて、あらかじめ秋田県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受ける。

(2) 確認証明書及び標章の交付

災害時に当該災害にかかる業務に従事するため緊急通行車両を使用する場合は、秋田県知事又は秋田県公安委員会が発行する緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

(3) 確認証明書の携行及び標章の掲示

災害時において緊急通行車両を使用し当該災害にかかる業務に従事する者は、緊急通行車両確認証明書を携行し、かつ、標章を当該車両の見やすい箇所に掲示する。

6 物資の集積所と要員確保

救援物資等は、被災の程度に応じて地域公民館へ集積し、計画に基づき配分する。また、各地区の物資支給責任者は、地区町内会長の協力を求める。

第4 交通規制

災害の発生により道路等が危険な状態にあると認められる場合、又は危険が予想される
とき、若しくは危険を予知したときは、被災地及びその付近の状況により、市長、警察官、
その他関係機関で交通制限を行う。

実施者	範囲	根拠法令
知事 市長	1 道路の破損、決壊、その他の事由により、 交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、やむを得ない と認められる場合	道路法第46条
公安委員会	災害応急対策に従事する者又は災害応急対 策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必 要があると認められるとき	災対法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他の交通の 安全と円滑を図るため必要があると認められ る場合	道交法第5条
警察官	道路の破損、火災の発生、その他の事情によ り、道路において交通の危険が生じ又はそのお それがある場合	道交法第6条
海上保安部長	船舶交通の安全のため必要があると認める ときは、特定港内において航路又は区域を指定 して、船舶の交通を制限し又は禁止することが 出来る。	港則法第37条

第16節 給食・給水計画

担当部署	対策の概要
■ 救助班	<input type="checkbox"/> 食料並びに救助物資の給貸与に関する事 <input type="checkbox"/> 炊き出しに関する事
■ 給水班(企業局)	<input type="checkbox"/> 飲料水の確保に関する事
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害時に、被災者及び応急対策従事者に対して速やかに給食給水を行い、民心の安定と応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な措置を講ずる。

第2 給食計画

1 実施機関

被災者及び災害応急対策従事者に対する食糧供給は、市長が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、又は知事の補佐をする者として実施する。

2 災害時における食料の応急供給の基準

(1) 風水害、大火、その他非常災害が発生し、又はそのおそれのあるときで、市長が必要と認めたとき。

(2) 炊出しその他による食品の給与

ア 避難所に収容された者、住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。

イ 被災者が直ちに食することができる現物による。

ウ 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 緊急措置

市長は緊急のため事前に知事に連絡ができないときは、現地供給機関と協議のうえで供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び現地受領責任者等の事項を知事に報告する。

米穀の供給基準量及び供給方法

配食対象	1人当り配給限度量	配給の方法等
罹災者に対し、炊出しによる給食を行う場合	1食当り精米 150グラム	1 知事又は市長は、取扱い者を指定して配給又は給食を実施させる。 2 原則として米穀を配給するが、実情によっては乾パン又は麦製品とする。
罹災者に対し、現物で配給する場合	1日当り精米 400グラム	
災害地で防災活動に従事する者に対して給食を行う場合	1食当り精米 250グラム	3 期間は災害発生から7日以内、ただし、罹災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物で支給する。

3 食糧の調達方法

(1) 米穀

市内の米穀小売、卸売業者から調達するが、災害の状況により、小売、卸売業者の所有米穀のみでは不足するときは知事に要請する。

(2) 副食等

塩、味噌、醤油の副食調味料及び野菜については、市長が直接調達するが災害の状況により不足するときは知事に要請する。

資料編 2章-16節-1「食品調達先一覧表」

資料編 2章-16節-2「水産物貯蔵施設及び貯蔵能力」

4 炊出し計画

(1) 炊出しの方法と協力団体

給食施設は努めて既存の諸施設を活用するが、必要により野外に施設を開設する。また、必要に応じ婦人会、日赤奉仕団体等の協力を求める。

(2) 炊出し実施上の留意点

ア 現場に責任者を配置

防災班が担当者を配置する。

イ 応急食糧

献立は栄養価を考慮するが、被災状況により食器等が確保される迄はおにぎりや漬物、缶詰等を配給する。また、炊出しが困難な場合はパン、母乳のない乳児にはミルクを配給する。また、業者から弁当、おにぎり等を購入し配給する。

ウ 費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

(3) 炊出しの応援要請

食品の給与、物資の確保ができないときは、県や隣接市町村に応援要請する。

(4) 炊出しの食品衛生に留意

炊出しにあたっては食品衛生に心がける。

第3 給水計画

1 実施機関

被災者の飲料水の供給は市長（企業局）が実施するが、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受けて、又は知事を補佐する者として市長が行う。

2 対象者及び給水量

災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊し、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対して、およそ1人1日3リットル以上を目標とする。

3 応急飲料水の確保

災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合は、次の方法により応急飲料水を確保する。

(1) 配水池等構築物の貯留水を利用する。

(2) 近隣市町村の水道水を利用する。

(3) 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒して飲料水として利用する。

(4) 耐震性貯水槽を整備する。

4 応急飲料水の供給方法

市長は被災地域の道路事情等を勘案し、指定避難所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置して応急給水を行うものとし、応急給水車資機材の調達に万全を期する。

5 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給

市長は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限の水量の確保及び供給に努める。

資料編 2章-16節-3「水道施設一覧表」

6 応急給水時の広報

市長は、被災地域住民に対し応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。

7 協力体制

市（企業局）は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき、応援を要請する。

さらに、対応が困難な場合には、県知事に応援を要請するほか、自衛隊の災害派遣を要請する。

8 その他

市長は、被災地域住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質調査を実施するよう指導に努める。

第17節 生活必需物資の供給計画

担当部署	対策の概要
■ 救助班	<input type="checkbox"/> 食料並びに救助物資の給貸与に関する事
■ 観光商工班	<input type="checkbox"/> 生活必需品の調達に関する事
■ 輸送班	<input type="checkbox"/> 救助物資の輸送に関する事
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害時の被災者に対する衣料、生活必需品の確保と供給を迅速確実に行い、民生の安定を図る。

1 実施機関

被災者に関する衣料、生活必需品その他の物資の供給又は貸与は、市長が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び市当局までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は知事の補助機関として市長が行う。

2 生活必需物資の範囲

災害のため供給する生活必需物資は、被害の実情に応じ次に掲げるもののうち必要と認められた最小限の物資を供給する。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、長靴、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ、紙おむつ、哺乳ビン等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス、木炭等）

3 生活必需物資の供給及び貸与の対象者

災害によって、住家の全壊（焼）、流出、埋没、半壊（焼）、又は床上浸水等によって日常生活に欠くことのできない家財等が喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な状態にあると認める者とする。

第2 生活必需品の配分方法

1 物資の購入及び配分計画の樹立

産業建設部は、世帯構成員、被災状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し、給与又は貸与する。

2 物資の備蓄

市長は災害時に備え、被災者に対し給与又は貸与する生活物資をあらかじめ備蓄しておく。

3 物資の調達

衣料物資の給与及び貸与の必要が生じた時は、適当な衣料品業者に連絡して、必要最小限の物資を調達する。また、調達が困難な場合は知事に依頼する。

資料編 2章-17節-1「生活必需物資の販売業者一覧表」

4 救援物資の集積場所

調達した物資、又は外来及び県からの救援物資の集積場所は、被災の程度に応じて地域の公民館、学校等へ集積し、配分計画に基づき被災者へ配分する。

第3 供給量の把握、配分

1 物資の購入及び配分計画の樹立

救援物資は、被災者に真に必要な物資の受入れ、選定を行い、被災者のニーズに適切した供給量の把握、配分・輸送を行う。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。災害の規模、時間経過による需要の違いに対応した物資供給を遂行する。

(1) 物資の受付・集積

観光商工班は、救援物資の在庫の管理を行う。

支援物資の供給に際しては、被災地の状況をリアルタイムで発信する連絡体制を構築し、必要な物資要請を行う。

(2) 物資の整理、保管、配送

観光商工班は、受入れた救援物資を整理し、保管する。

輸送班は、避難所等の必要な場所に物資の配送を行う。

避難所からの報告により、物資の必要数等から業者の選定、物資の種類などに応じて、

輸送計画を立てる。

2 避難所以外の地域への配給

市は、必要に応じて町内会、自主防災組織等の運営協力による地域の在宅避難者への配給を行う。

3 救援物資の募集

市は、救援物資の募集にあたって、全国、企業等からの救援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先など報道機関等を通じて全国に公表する。

また、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

第4 災害救助法が適用された場合

1 給与又は貸与の方法及び期間

物資の給与又は貸与は、区域ごとに物資支給責任者を定め、各地区の物資支給責任者（町内会長）の協力を求めて、配分計画に基づき被災者に配分する。また、貸与期間は災害発生の日からおおむね10日以内とする。

ただし、災害対策本部長が必要と認めた場合は期間を延長することができる。

第18節 医療救護計画

担当部署	対策の概要
■ 医療班	<input type="checkbox"/> 傷病者の医療措置に関すること <input type="checkbox"/> 医療器具並びに医療品の調達に関すること
■ 衛生班	<input type="checkbox"/> 救護所の設置、医療品の調達に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 男鹿みなと市民病院

第1 計画の方針

災害時に医療機関機能が停止し、被災地の住民が医療を受けられなくなった場合、応急的に医療を施し被災者を保護する必要がある。このため医療救護活動を迅速、的確に実施し、罹災者の救護に万全を期する。

第2 実施体制

- 1 市長は男鹿市南秋田郡医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて、又は補助機関として実施する。

資料編 2章-18節1「医療救護活動体制図」

- 2 実施は、医療班が担当する。
- 3 市長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は、県に応援を要請するとともに、「地域災害医療センター」又は「地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。また、必要に応じて、地域災害医療コーディネーターの派遣要請を行う。
- 4 地元郡市医師会・地元郡市歯科医師会と情報連絡体制を確保する。
- 5 男鹿市南秋田郡医師会は災害対策本部長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力する。
- 6 救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
- 7 救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
- 8 救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源などの供給に努める。
- 9 市及び医療関係者は、「災害・救急医療情報ネットワーク」の運用、その他可能な手段を

用いて情報収集に努める。

10 災害派遣医療チーム（DMAT）

市は、速やかに県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣の要請を行い、受入れ体制の整備を推進する。

11 地域災害医療コーディネーターとの連携

市は、地域災害医療コーディネーターが派遣された場合は、連携を図り、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

資料編 2章-18節-2「救急告示医療機関一覧」

資料編 2章-18節-3「医療機関一覧」

資料編 2章-18節-4「救急自動車及び救急隊員の設置状況」

第3 応急救護所

1 応急救護所を設置する場合

- (1) 災害の発生により、医療機関がなくなり、又は機能が停止した場合
- (2) 災害の発生により、交通が途絶し医療が受けられなくなった場合
- (3) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

2 医療救護を受ける者

医療救護を受ける者は、原因、発生日時、被害者等を問わず、応急的治療の必要がある者とする。

3 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤はまたは治療材料の支給
- (3) 処置、手術、その他の治療応及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 助産

4 医療の方法

- (1) 原則として医療救護班によって行う。
- (2) 重症患者等で医療救護班による医療が困難な場合は、病院等に移送して治療する。この場合においても入院期間は原則として14日以内とする。

5 医療救護班の編成

- (1) 標準的編成は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、その他（事務連絡員、運転手）

2人の合計6名とする。

(2) 医療救護班の編成にあたっては、あらかじめ男鹿市南秋田郡医師会及び保健所と十分協議しておく。

6 応援要請

災害対策本部長は、市のみの医療救護活動で対処できない場合は県に対して応援を要請する。

7 災害医療情報の提供

市災害対策本部は、被災医療機関への支援及び患者搬送を迅速に進めるため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、関係機関との情報を共有し、医療機関、救護所等に関する情報について、市民に対し適宜提供する。

第4 負傷者の搬送

1 救護所から医療機関への搬送は、原則として医療救護班が行う。

市の組織で対処できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

2 市及び関係機関は搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また、状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

3 負傷者は原則として次の施設に収容する。

(1) 救急病院

(2) その他の医療機関

(3) 公民館、学校、その他（避難所）

第5 医療救護資機材の確保

1 医療品卸販売業者の協力体制の確立

応急医療措置に必要な医薬品、衛生器材、単価及び医療用具等の確保については、市内各販売業者との連携を密にし、常時一定量備蓄を要請するとともに、被災地に対し迅速、的確に供給できるよう、協力体制を確立する。

2 医薬品等の確保

医薬品等については、医療の専門的な分野に属するものであるから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。

資料編 2章-18節-5「医薬品・衛生材料及び防疫薬品の調達業者一覧」

第6 医療施設の応急復旧

災害による医療施設の損壊は医療機能の低下を招き、医療救護活動の大きな障害となる。また、病院等の損壊は入院患者等に不安、不便を与えるため、被害を受けた建物、施設の応急復旧対策を講じる。

第19節 災害ボランティアの受入計画

担当部署	対策の概要
■ 観光商工班	<input type="checkbox"/> ボランティア団体の派遣に関すること
■ 総務班	<input type="checkbox"/> 災害時における必要人員の確保に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 日本赤十字社、社会福祉協議会

第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合には災害ボランティアの派遣・受入について、社会福祉協議会等関係機関と連携し、効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。

第2 災害発生時の体制

市は、大規模な災害が発生した場合、救援活動を行うため県内外から駆けつけてくるボランティアを混乱なく被災地が受け入れられるよう、また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市社会福祉協議会と協力し、現地災害ボランティアセンターを設置し、支援体制を整える。

第3 災害ボランティアの受入

1 専門ボランティア

市は、必要があると認めるときは、被災地での救援活動にあたるため、あらかじめ所管団体より協力を得て登録している専門ボランティアの派遣を県に要請する。

災害時における専門ボランティアの活動分野は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネート
- (6) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

市は、専門ボランティア以外に主として次の活動について、ボランティアの協力を得る

こととする。

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 被害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地におけるボランティアニーズを把握し、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。

4 災害ボランティア団体等との情報共有する場の設置

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等と連携を図るとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付け、ごみの収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

第4 災害ボランティアの受入にあたっての留意事項

災害ボランティアの受入窓口等は、特に次の事項を遵守するよう努める。

- 1 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
- 2 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。
- 3 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間が経過するに従い変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努める。

第20節 公共施設等の応急復旧計画

担当部署	対策の概要
■ 土木班	<input type="checkbox"/> 道路、橋、堤防、河川、水路等の応急並びに復旧対策に関すること
■ 下水道班	<input type="checkbox"/> 下水道施設、設備の復旧に関すること
■ 水道班	<input type="checkbox"/> 水道施設の応急並びに復旧対策に関すること
■ 関係各班	<input type="checkbox"/> 各施設の応急並びに復旧対策に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 各事業者

第1 計画の方針

災害によって公共施設等が被害を受けた場合は、あらゆる防災活動に重大な支障となり、市民生活に与える影響も極めて大きいことから、応急復旧は他に優先して実施する。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 道路及び橋りょう施設

1 実施主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、各道路管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

各道路管理者は、災害発生とともに道路パトロールを強化し、各関係機関を通じ、又は市民から直接情報を収集する。

(2) 広報活動

各道路管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、防災行政無線、テレビ、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路パトロールカー等により通行者に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア 収集した情報に基づき、速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位を明らかにする。

イ 道路上への倒壊物及び落下物等、通行の支障となる障害物等を速やかに除去する。

ウ 被害箇所については、速やかに応急工事を実施して交通を確保する。

第3 水道施設

1 実施主体

水道施設の災害復旧の実施責任者は、企業管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

企業管理者は、災害発生と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、市民から直接情報を収集する。

(2) 広報活動

企業管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等について、関係住民に対し広報車、防災行政無線、テレビ、ラジオ等により周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して、給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物が混入しないよう措置する。特に浸水域等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に周知徹底を図る。

ウ 企業管理者は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき支部長に応援を要請する。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合は、その旨を知事に派遣要請をする。

第4 下水道施設

1 実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、施設管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。

(2) 広報活動

防災行政無線、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

(3) 応急復旧

- ア 下水道管渠の被害に対しては、機能的被害を調査のうえ、下水の疎通回復を重点に応急復旧工事を実施する。
- イ ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、機能的被害を調査のうえ、排水機能の回復を重点に応急復旧工事を実施する。
- ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

第5 電気施設

1 実施の主体

電気施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力ネットワーク（株）秋田支社長とするが、当該地域における責任者は東北電力ネットワーク（株）秋田電力センター所長とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

災害が発生した場合には、直ちに各施設の被害状況及びその他の情報を収集し、的確に情報を分析して、迅速な指令、伝達を行うとともに、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故の防止のため、テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、広報誌等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

(3) 応急復旧

電力施設を防護し、被災地に対する電力を確保するため、東北電力ネットワーク（株）秋田電力センターにおいては、「非常災害対策実施基準」に基づき、次の対策措置を講ずる。

ア 非常体制の発令

災害発生が予想される場合及び災害が発生した場合は、第1、第2非常体制を発令し、災害予防及び復旧のための社内体制を確立する。

イ 復旧要員の確保

被害設備の早期復旧を図るため、社内要員、関係会社の職員、関連工事事業者を確保するとともに、他店所への応援要請を行うなど適切な復旧要員の確保を図る。

ウ 復旧資材の調達

災害発生のおそれがある場合には、事前に復旧資材の在庫量確認及び緊急輸送方法の検討を行い、復旧工事を円滑に遂行するための資材調達を図る。

エ 応急復旧工事の実施

被災設備の復旧工事にあつては、災害の状況、負荷の状況、復旧の難易等勘案のうえ、二次災害や被害の拡大防止、復旧効果並びに公共的影響の大きいものから逐次復旧工事を実施する。

オ 社外PRの実施

非常災害の発生にあつては、被害状況、停電戸数、復旧予定時刻及び保安の確保について、報道機関に情報提供するとともに、社外関係機関との協力体制を確立する。

第6 鉄道施設

1 鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)秋田支社長とするが、当該地域における監督責任者は男鹿駅長とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設被害を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地の現場から報告させるほか、災害発生後は直ちに線路施設の巡回検査を行い、現場確認をするとともに、必要に応じて地域住民から直接情報を聴取する。

(2) 広報活動

ア 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。

イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関係会社、関係行政機関、災害対策本部と密接な情報連絡を行い得るように必要な措置を講じ、連絡する。

(3) 応急復旧

ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。

イ 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。

第7 社会福祉施設・病院等

1 社会福祉施設

(1) 実施主体

社会福祉施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

(2) 実施要領

ア 災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一

に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。

- イ 停電時の措置、給水不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期する。
- ウ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。
- エ 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。
- オ 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

2 病院等

(1) 実施主体

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期さなければならない。

(2) 実施要領

- ア 災害発生時には、市、警察、消防等防災機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。
- イ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難措置に万全を期する。
- ウ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期する。
- エ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

第2 1 節 危険物施設等応急対策計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 危険物施設等応急対策
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 警察、消防、各事業者

第1 計画の方針

災害によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、その特殊性からも二次、三次の災害に発展するおそれがあるので、関係機関と密接な連携のもとに災害の拡大を防止する。

第2 危険物取扱施設

1 実施主体

消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生に備えて危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

施設の管理者は、災害が発生した時には警察、消防、その他関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ、又は広報車により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

(ア) 自衛消防隊員の出動を命ずる。

(イ) 施設内のすべての火気の使用を停止する。

(ウ) 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。

(エ) 出荷の中止と搬出の準備をする。

(オ) 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。

(カ) 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。

(キ) 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。

- イ 市長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示又は勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。
- ウ 消防機関は、火災発生、又は発生のおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。
- エ 転倒したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し係員を配置する。

第3 火薬類取扱施設

1 実施主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受けるとともに、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講じる。

(2) 広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じて関係者への周知を図る。

(3) 応急復旧

施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

- ア 貯蔵火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときにはこれに移し、監視人をつける。
- イ 危険な場合、又は搬送の余裕がないときは、水中に沈める等安全な措置を講じる。
- ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、防火の措置を講じ必要によって付近の住民に避難するよう警告する。

第4 高圧ガス取扱施設

1 実施主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

高圧ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について

て、報道機関を通じ、又は広報車等により周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。

災害の拡大、又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに自衛保安に必要な指示を行う。

第5 都市ガス取扱施設

1 実施の主体

都市ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、企業管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

企業管理者は、災害発生後速やかに情報を収集し、迅速、適切な応急対策を実施する。

(2) 広報活動

企業管理者は、ガスの供給を停止し、又は再開する場合は、防災行政無線、広報車によるほか、報道関係、市、消防機関を通じて需要者に対し周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

企業管理者は、予め定めるところにより次の応急措置を実施する。

ア ガス工作物が被災した場合は、保安の確保に万全な対策を講じながら早期復旧に努める。

イ 一般住民の安全を確保するため、必要により立入禁止及び避難について関係機関に協力を要請する。

ウ 保安上必要あるときは、ガスの供給を停止する。

エ 停電となった場合は、保安電力設備等を使用する。

オ 復旧に長時間かかることが予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

第6 LPガス取扱施設

1 実施主体

LPガス製造施設等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

施設の管理者は、秋田県L Pガス保安協会秋田支部の広報車等により、関係業者、一般需要者等に対し災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を停止し、必要とする要員以外は避難する。

イ 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となったときは直ちに安全な場所へ移動する。

ウ 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。

エ 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県L Pガス保安協会秋田支部に対して応援を要請する。

オ L Pガス取扱業者は、常時、液化ガス法、高圧ガス取締法、同法施行令及び同法施行規則に基づいて施設、設備、移送等の保安に努める。

カ 事故発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、一般需要者に対する迅速、適切な措置を講じる。

キ L Pガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗等輸送規則の遵守徹底を図り、未然防止に努める。

ク 秋田県L Pガス保安協会秋田支部は、災害事故発生時には速やかに情報収集を図り、関係諸団体と連携を密にしながら、関係業者、一般需要者に対し災害拡大防止の周知徹底に努める。

第7 毒物、劇物取扱施設

1 実施主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物及び劇物営業者及び取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から地域住民に危害の生ずるおそれの有無について情報把握に努める。

(2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及び報道機関により周知を図る。

(3) 応急活動

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

(ア) 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署、又は消防関係へ通報する。

(イ) 災害時に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係機関と密接な連携を取り、危険のある場所の認知及び毒物、劇物等の測定を行い、汚染区域の拡大防止を図る。

(ウ) 毒物・劇物が流れ、飛散し、漏出あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収(着)剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないように処理する。

イ 市、保健所、警察署、消防機関は相互に連携を取りながら次の措置を実施する。

(ア) 毒物、劇物の流出等の状況を速やかに住民に周知させる。

(イ) 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

(ウ) 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第22節 危険物等運搬車両事故対策計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 危険物等運搬車両事故対策
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 警察、消防、各事業者

第1 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、薬液などの危険物が漏洩し爆発・火災などが発生した場合、防災関係機関等と緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市は、防災行政無線等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携して速やかな避難措置を実施する。

第2 危険物運搬車両の事故対策

1 実施要領

(1) 危険物の特定

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

(2) 事故の通報

ア 交通事故での通報

道路上で事故が発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

イ 河川に流出した場合の通報

漏洩危険物が河川に流出した場合は、上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市に通報する。

(3) 広報活動

道路管理者、警察及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により住民及び道路利用者に周知する。

なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫し、緊急を要する場合には、消防、警察、医療機関等と連携して速やかな避難措置を実施する。

(4) 応急活動

ア タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。

イ 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

ウ 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。

(5) 交通規制

道路管理者及び関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

第23節 防疫、保健衛生計画

担当部署	対策の概要
■ 衛生班	<input type="checkbox"/> 被災地の防疫、消毒に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 県（保健所）、警察、消防機関

第1 計画の方針

災害発生時における被災地の防疫、保健衛生等を迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。

第2 防疫

1 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症の予防法」という。）に基づき、市長及び知事が実施する。

2 実施の方法

感染症の予防法に基づく防疫措置等を行う。災害対策本部と連携し、家屋の床上、床下浸水の状況把握、感染症の発生の状況並びに住民に対する予防教育及び広報活動に努め、災害規模に応じ防疫班を編成する。なお、独自に実施できない場合は、県に対し応援の要請を行う。

（1）防疫措置情報の収集・報告

災害発生後、県、警察及び消防等とも連絡をとり、被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、被災者にかかる感染症や食中毒の発生の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いがある場合など、関係機関への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

（2）薬剤・防疫資機材・人員等の確保

災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、他の関係機関に協力を求める。

ア 防疫資機材

市で保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、他の関係機関から借用する。

イ 薬剤

市で保管している薬剤を確認し、不足分については県に協力依頼するとともに、業者より購入する。

(3) 検病調査班の編成

検病調査班（班長1名、班員3名）を災害規模により編成する。

(4) 消毒等の実施

ア ねずみ族、昆虫等

感染症が発生し、もしくは発生のおそれがあるときは、ねずみ・はえ等の駆除及び指導をする。

イ 床上及び床下浸水

清掃方法及び消毒方法を指導し、要請があれば消毒剤の噴霧を行う。

(5) 感染症の患者が発生した場合の対応

ア 感染症指定医療機関への入院

感染症の患者が発生した場合は、直ちに保健所に届出し、知事が入院勧告もしくは入院措置を行い、病名に応じた適切な感染症指定医療機関に入院させる。

緊急その他やむを得ない理由があるときは、知事が適当と認める医療機関に入院措置を行う。

イ 家屋等の消毒

感染症の発生を予防し又はそのまん延を防止するため、感染症の患者の自宅又は滞在箇所及び病原体に汚染されたおそれがある物件について、これらを消毒する。

ウ 知事の指示に基づく防疫対策

(ア) 感染症の予防法第27条の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症の予防法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除

(ウ) 感染症の予防法第31条の規定による生活の用に供される水の供給

(エ) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種の実施

資料編 2章-23節-1「一般廃棄物処理状況」

資料編 2章-23節-2「清掃運搬車の保有状況」

第3 食品・環境監視

県は、災害地の食品等の安全確保を図るため、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し当該地域に派遣することとなっているが、市は保健所長の指揮に従ってこれに協力する。

(1) 食品衛生に監視指導

保健所の指示、指導のもとに食品に起因する危険発生防止に努める。

- ア 食品営業施設に対する監視、指導
- イ 救護食品に対する監視、指導
- ウ 炊き出し施設に対する衛生指導
- エ その他の食品に起因する危害の発生防止

(2) 環境衛生の実施

井戸水等の水質検査の件数増大が予想されるため、保健所等を通じて分析機関との連携を図る。

第4 被災者の保健衛生

市、県は被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

(1) 被災者の健康管理

市、県は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- ア 保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- イ 要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- ウ 精神科医・保健師等による心のケア

(2) 指定避難所の生活環境等

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

第24節 障害物除去、廃棄物処理計画

担当部署	対策の概要
■ 土木班	<input type="checkbox"/> 道路の啓開、人命救助のための障害物の除去に関すること
■ 清掃班	<input type="checkbox"/> 被災地の清掃、し尿処理、廃棄物処理に関すること
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

災害によって道路や住居、又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等の障害物を除去し、市民生活の安定に努める。

実施の責任は市にあるが、災害救助法が適用された場合は市長が知事の補助機関として実施する。

また、被災地域における生活ごみ等（※1）、し尿等（※2）、がれき（※3）、流木及び環境汚染が懸念される廃棄物（※4）等の収集・処理を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全に努める。

※1 生活ごみ等：一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ

※2 し尿等：水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿

※3 がれき：損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等

※4 環境汚染が懸念される廃棄物：アスベスト等

第2 道路関係障害物の除去

1 実施機関

市長は、障害物の状況を各道路管理者に報告し除去を要請する。

2 除去の方法

(1) 除去する道路の優先順位は以下の順位を基準とする。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路

イ 災害の拡大防止上重要な道路（火災防御線となるような道路）

ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路

エ その他応急対策活動上重要な道路

(2) 除去作業のため必要とする機械器具、運搬のための車両等の確保については、関係機

関の協力を得る。

(3) 障害物の除去の方法は、現状回復ではなく応急的な除去に限られる。

(4) 実施責任者は各機関と相互に連絡をとり、協力して行う。また、市の能力を超える場合は、県及び関係業者に応援を要請する。

第3 河川関係障害物の除去

1 実施機関

市長は、障害物の状況を各河川管理者に報告し除去を要請する。

2 除去の方法

(1) 橋脚にひっかかった流木等はすみやかに除去し、橋りょうの流失、及び河川の増水による浸水被害を防止する。

(2) 除去作業にあたっては、救命胴衣や命綱等を装着して安全を確保する。

(3) 除去作業のため必要とする機械器具、運搬のための車両等の確保については、関係機関の協力を得る。

(4) 障害物の除去の方法は、現状回復ではなく応急的な除去に限られる。

第4 住宅関係障害物の除去

1 実施機関

(1) 崖崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行う。

その他施設内の障害物の除去は、その施設敷地の所有者、又は管理者が行う。

(2) 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市長が行う。

2 除去の方法

住民の生命、財産等の保護から、すみやかにその障害物の除去を必要とする場合、その他公共的立場から除去を必要とする場合。

(1) 除去の対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所や屋敷内に障害物が運び込まれ、家の出入りが困難な状態にあるもの

ウ 自らの資力で障害物が除去できないもの

エ 住家の半壊、床上浸水をうけたもの

オ 原則として、当該災害により直接被害をうけたもの

(2) 実施は自らの応急対策の機械器具を用い、又は状況に応じて建設業者の協力を得てす

みやかに行う。

- (3) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限られる。
- (4) 除去作業のため必要とする機械器具を保有する機関、業者等を明らかにしておく。

第5 障害物の保管及び処分

- 1 障害物の保管場所を各地区に設定しておく。
 - (1) 付近遊休地を利用し、再び人命、財産に被害を与えない場所
 - (2) 道路交通の障害とならない場所
 - (3) 盗難等の危険のない場所を選定する
- 2 障害物の保管及び処分
 - (1) 工作物を保管したときは保管を始めた日から14日間、その工作物名等を公示する
 - (2) 保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがある時、その保管に不相当の費用及び手数料を要する時は、その工作物を売却し代金を保管する。
 - (3) 売却の方法、手続きは、競争入札又は随意契約による。

第6 清掃班の編成

災害発生後、災害規模により直ちに清掃班を編成する。

- 1 清掃の方法
 - (1) 生活ごみ等の処理

被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、一時的に大量に発生した生活ゴミ等を早期に処理するよう努める。

 - ア 収集順位

食品の残廃物等腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上、又は市民生活に重大な支障を与えるものを優先する。
 - イ 収集処理の方法
 - (ア) 災害ごみは、市が保有する車両、又は臨時借上げ車両により処分場、又は埋立地等に搬入する。状況により住民が自己搬入する。
 - (イ) 生活ごみは、ごみ処理能力を勘案して、収集計画を作成して収集処理する。

不燃物又は焼却できないものについては埋立て処分する。この際、住民に対し十分な広報に努める。
 - (ウ) 大量に出るごみ対策として、必要に応じて運搬及び保健衛生上適当と思われる場所に臨時集積場所を設置する。
 - (エ) 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制を確保する。

(2) し尿処理

被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施する。

また、仮設トイレの設置にあたっては避難者の生活に支障が生じないように、避難人員数等を勘案し、必要な数を設置する。

なお、高齢者及び障がい者等の要配慮者への配慮を行う。

ア 収集順位

浸水地域等の悪条件地域や、避難所等重要性が高い施設を優先する。

イ 収集処理の方法

(ア) 原則として、し尿処理施設に搬入して処理する。必要に応じ簡易処理場所を設置する。

(イ) 処理能力を越える場合は、仮設トイレの設置、し尿凝固剤の配布等により処理する。

(ウ) 他市町村等からの応援を含めた仮設トイレの設置体制を確保する。

(3) 死亡獣畜処理

ア 収集順位

市内の死亡獣畜を優先する。

イ 収集処理の方法

(ア) 死亡獣畜は、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入し処理する。

(イ) 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法に基づく措置を実施する。

(4) がれきの処理

ア 収集順位

危険なもの、通行上支障があるもの等を優先する。

イ 収集処理の方法

(ア) 生活環境保全上支障のない場所に、がれきの選別、保管が可能な仮置場を十分に確保するとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(イ) 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。

(ウ) 応急活動後の処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきを粉砕・分別し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理及び清掃に関する法律の規定に従い、適正な処理を進める。

第7 廃棄物処理の実施

1 実施機関

市長は、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ゴミ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行うとともに、災害により排出したごみ及びし尿等を迅速に処理する。

被害が甚大で本市で処理することが不可能な場合は、保健所及び県の指導により、他の市町村に応援要請してその解決を図る。

2 廃棄物の処理

(1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。

(2) 市は、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

(3) 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。

(4) 必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

(5) 市は、県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第8 廃棄物処理施設等の応急復旧

被災状況により、他の廃棄物処理施設へ処分依頼するとともに、廃棄物処理施設及びし尿処理施設の復旧については、迅速に対処する。

第25節 動物の管理計画

担当部署	対策の概要
<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生班 ■ 防災関係機関 	<input type="checkbox"/> 死亡獣畜の処理に関すること

第1 特定動物・家庭動物等の管理

1 実施機関

原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として市及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。

2 実施の方法

- (1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。なお、特定動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
- (2) 被災動物の収容施設を確保する。
- (3) 被災動物の食料を確保する。
- (4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

第2 避難所の家庭動物対策

1 指定避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるようスペースの確保に努める。

動物飼養者は、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営管理者が指定するスペースにおいて飼育する。

なお、大規模災害時以外は、避難所への家庭動物の持ち込みは原則禁止とする。

2 指定避難所の運営管理者は、避難者及び在宅被災者が所有する家庭動物について、「家庭動物台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て、飼育用スペースにおいて管理する。

第26節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

担当部署	対策の概要
■ 救助班 ■ 防災関係機関	□ 行方不明者の搜索、遺体の収容、安置、処置、埋火葬及び慰霊に関すること

第1 計画の方針

大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び津波等により死者が多数発生した場合において、その遺体の処理及び埋火葬等を迅速かつ円滑な実施に努める。

第2 遺体の搜索

1 実施責任者

- (1) 市長が関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の委任を受けて、又は補助機関として行う。

2 搜索の方法

- (1) 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると判断される者については、直ちに遺体搜索に切り替える。
- (2) 遺体の搜索は、警防部が警察及び地域住民その他の団体等関係機関の協力を得て、搜索に必要な船艇その他機械器具等を借り上げて行う。

第3 遺体の処理

1 実施責任者

(1) 市長

- ア 遺体の清浄、縫合、消毒等の処理は、災害対策本部において救護班、医師会その他関係機関の協力を得て行う。
- イ 災害救助法が適用された場合は、県又は日赤秋田県支部が災害救助法第32条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。

(2) 男鹿警察署

ア 警察官は明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに警察署長に報告し、検視規則及び死体取扱規則に基づき、遺体を見分するとともに、死因、身元、その他調査を行う。ただし、死亡者を確認できない場合は、死体取扱規則により市長に報告する。

イ 遺体の身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体をすみやかに遺族などに引渡す。

ただし災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、遺体を市長に引渡す。

ウ 県医師会、県歯科医師会に対し、検視・検案、身元確認等の協力要請を行う。

エ 遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、検視規則及び死体取扱規則に基づいて、死因、身元、その他の調査を行う。

オ 多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市と連携の上、別地域の遺体安置所に搬送して検視を行う。

カ 指掌紋、DNA型資料の採取、歯科所見の確認、遺品展示場所の設置等を行い、関係機関と協力して遺体の身元確認を行う。

(3) 海上保安部

ア 海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の行方不明者については、巡視船艇、航空機により搜索する。

イ 海上において、遺体を発見し又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、遺体を収容し、所持金品等とともに、警察に引き渡しを行う。

(4) 処置の内容

ア 遺体の清掃、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の識別等のための処置

(5) 身元不明者の取扱い

ア 市は、県警察本部等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取り扱いについて協議を行う。

イ 遺族その他より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳等に整理の上、引き渡す。

ウ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うとともに、被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として

取り扱う。

(イ) 市は、県、県警察本部と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。

第4 遺体の搬送、埋火葬

1 遺体発見時の措置、搬送等

(1) 所持品等の記録

市は、遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。

(2) 遺体の搬送等

市は、遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。

2 埋火葬の方法

(1) 原則として火葬するが、習慣又は状況により埋葬（土葬）する。

(2) 棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬、納骨等の役務の提供を原則とする。

(3) 市は、埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑な埋火葬を支援する。

(4) 市は、遺体数が火葬能力を上回ることなど、自ら火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

(5) 災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委託された場合、又は知事により埋火葬を行うことが困難な場合は、市長が知事の委任を受けて、又は補助機関として行う。

3 遺体の収容・安置

(1) 遺体安置所の選定について、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や旧学校施設等を確保する。

なお、可能な限り複数の施設を遺体安置所として選定する。

ア 避難所、医療救護所とは別の場所

イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所

ウ 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設

エ 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保

(2) 遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。

また、県、県警察本部と連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

- (3) 棺やドライアイス等を地元の葬祭関係事業者等から確保するとともに、不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
- (4) 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。
- (5) 市は、県及び県警察本部等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、住民等への周知を図る。

第5 費用

- 1 原則として市長が負担する。その他の費用については関係機関と協議して決定する。
- 2 災害救助法が適用された場合については、同法による。

資料編 2章-26節-1「遺体の搜索、処理、埋火葬に関する様式」

第27節 文教対策計画

担当部署	対策の概要
■ 学校教育班	<input type="checkbox"/> 児童、生徒の保護、避難並びに救護に関すること <input type="checkbox"/> 児童、生徒の応急教育、教科書、学用品の調達に関すること
■ 文化スポーツ班	<input type="checkbox"/> 文化財の保護に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 教育委員会

第1 計画の方針

学校施設の被災により通常の教育に支障を来たした場合の応急教育についての実施責任、応急教育の方法、教科書及び学用品の調達支給、学校給食等について定めておくとともに、文化財の保全対策についても定めていく。

第2 実施責任者

教育担当の対策部が市教育委員会と連携を図り実施する。災害救助法が適用された場合は、市長が知事の補助機関として実施する。各種学校にあつては学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

第3 応急措置

1 休校措置

(1) 授業開始後にある場合、学校長は市教育委員会と連絡のうえ、必要により臨時休校等の措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあつては教師が地区別に付き添う。

(2) 登校前の措置

休校措置を決定したときは、直ちにその旨を電話等確実な方法で児童、生徒に徹底させるとともに、教育委員会に報告する。

2 学校施設の確保

(1) 校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設、特別教室等を利用する。なお、不足する場合は二部授業とする。

(2) 校舎の全部、又は大部分が使用不能となった場合は、公民館等公共施設、又は最寄の学校の校舎等を利用する。

(3) 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し、教職員に周知徹底する。

ア 少数の場合は学校内で操作する。

イ 学校内で操作できない場合は、市教育委員会等管内で操作する。

ウ その他の場合は災害地に近い管内からの操作による。

(4) 教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建設を図る。

3 被災幼児・児童・生徒の保護

(1) 健康診断等

被災地域の幼児・児童・生徒に対しては、感染症や食中毒などを予防するため、臨時の健康診断や惨事ストレス、メンタルヘルスケア等を行い、必要な検査を実施するなど健康の保持に努める。

(2) 学校防災マニュアルの活用

各学校は、防災教育全体計画や学校防災マニュアル等を活用して、本部の設置や避難所の協力、児童生徒の引渡しなどの危機管理対応計画に基づき、児童生徒の安全確保に努める。

4 学用品の調達、支給等

幼児、児童、生徒の住宅が被害を受け、就学上支障のあるものに対して、その措置を実施する。

(1) 教科書等の確保

学校別、学年別、使用教科書ごとに喪失、き損の状況を県に報告するとともに、市教育委員会において関係する書店へ教科用図書納入指示書を提出し、学校長を経て給与する。

(2) 学用品の調達

文房具、通学用品等を喪失又はき損し、災害のため直ちに入手困難な状態にある幼児・児童・生徒の人員、品目等を調査し、この確保に努める。

(3) 学校給食対策

学校給食の再開に向けて、給食施設等の使用などの措置を講ずるとともに、速やかに学校給食用食材の確保に努める。

5 文化財の保護

(1) 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに所管消防本部等に通報するとともに被害の拡大防止に努める。

(2) 管理者又は所有者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会へ報告する。

報告を受けた市教育委員会は、県指定の場合は県教育委員会へ、国指定の場合は県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。

- (3) 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を実施する。

第28節 住宅施設設備の応急対策計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班	<input type="checkbox"/> 罹災証明書に関すること
■ 建築班	<input type="checkbox"/> 建築物の被害調査に関すること
	<input type="checkbox"/> 建築物の被害調査に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の建設並びに住宅の応急修理に関すること

第1 計画の方針

災害により住家を失った被災者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅の確保ができない者のために、応急仮設住宅を提供し、また、住宅が半壊・半焼して自らの資力では応急修理を実施することができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施して被災者の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の応急危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅や民間賃貸住宅などの必要数把握等に努める。

第2 実施機関

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長（産業建設部）が実施する。

第3 応急仮設住宅

- 1 入居対象者
 - (1) 住宅が全壊、全焼、又は流出した者
 - (2) 居住する住宅がない者
 - (3) 次に掲げる者で、自らの資力では住宅を建築することができない者
 - ア 生活保護法の被保護者、又は要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない寡婦、母子、父子世帯
 - エ 特定の資産のない高齢者、病弱者、又は障がい者
 - オ 特定の資産のない勤労者、小企業者
 - カ 前各号に準ずる経済的弱者等である者
- 2 建設・管理及び供与の方法
 - (1) 建設場所は、原則として市長が選定する場所とする。

建設候補地をあらかじめ定めておくこととし、選定するにあたり、ライフライン、周辺の利便施設及び土地所有者等の意向等の確認を行う。

(2) 建設戸数は、全壊、全焼、又は滅失戸数の3割以内とする。なお、設置戸数の限度を引き上げある場合は厚生労働大臣の承認を必要とする。

(3) 構造は、軽量鉄骨系又は木質系プレハブ、木造又はユニットとするが、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

(4) コミュニティ住環境の配慮

ア 応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要支援者の長期の避難生活を想定したものとし、地域のコミュニティ環境に配慮するとともに、適切な運営管理を行う。

イ 入居者によるコミュニティの形成及び運営において、男女共同参画を推進し、地域ごとの生活者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ 仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアを支援する。

エ 必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮する。

(5) 1戸当りの床面積及び費用は、災害救助法に定めるとことによる。

(6) 応急仮設住宅の着工及び完成の期間は災害発生の日から20日以内とし、速やかに完成させる。なお、大災害等で20日以内に着工できない場合は、必要最低限度の期間を延長することがある。

(7) 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日又は借り上げの日から、原則として2年以内とする。

3 民間賃貸住宅の借上

市は、民間賃貸住宅を災害救助法の応急仮設住宅として借り上げるため、県と連携し、関係団体から得られた借り上げ可能な民間賃貸住宅等の空き家情報を把握する。

第4 住宅の応急修理

1 修理の対象住宅

(1) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない状態にある住宅

(2) 自らの資力で応急修理ができない者の所有する住宅

2 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など、日常生活に欠くことのできない部分とする。

3 修理の戸数

半壊又は半焼世帯数の3割以内とする。なお、修理戸数の限度を引き上げる場合は厚生労働大臣の承認を必要とする。

4 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法に定めた額の範囲内とする。

5 修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了すること。

6 修理の方法

修理の方法は現物給付とする。

7 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設及び応急修理については県の委任を受けて施行することになるが、法が適用されない場合においては、災害に規模、範囲、被害の程度により市長が定め、この場合の建築方針は県の仮設住宅の建築、あるいは応急修理の設計に準じてこれを実施する。

第5 応急危険度判定

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

1 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 判定士派遣要請・受入れ体制

(1) 判定士派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 判定士の受入れ体制

応急危険度判定士は地震災害後早期に来市して判定活動にあたるが、ボランティアであることから、市内の地理案内や被害状況の説明、滞在場所及び食糧についても考慮し、判定士の活動を支援する。

3 応急危険度判定活動

(1) 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

(2) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の判定士は3日間を限度に判定

作業を行う。

(3) 判定結果の責任は、市が負う。

(4) 判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督は市が行う。

4 判定作業概要

(1) 判定作業は、市の指示に従い実施する。

(2) 応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の種類の構造種別ごとに行う。

(3) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

(4) 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

(5) 判定は、原則として「目視」により行う。

(6) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

第6 罹災証明書の交付

市は、住家等の危険度判定が終了した被災者から順次罹災証明書を交付できるよう、罹災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めるものとする。

また、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、県が開催する研修会等に参加し、交付事務の習熟を図る。

第29節 海上及び在港船舶災害応急対策計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班・消防部	<input type="checkbox"/> 被災者の救出・救助・救急に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 秋田海上保安部、県

第1 計画の方針

海上保安部は、被害規模等の情報収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立するとともに、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処したのちは、社会秩序の維持、船舶への情報提供、二次的災害の防止等を行っていくが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

第2 実施機関

海上災害の応急対策の実施にあたっては、秋田海上保安部長が関係行政機関と緊密な連携を図る。

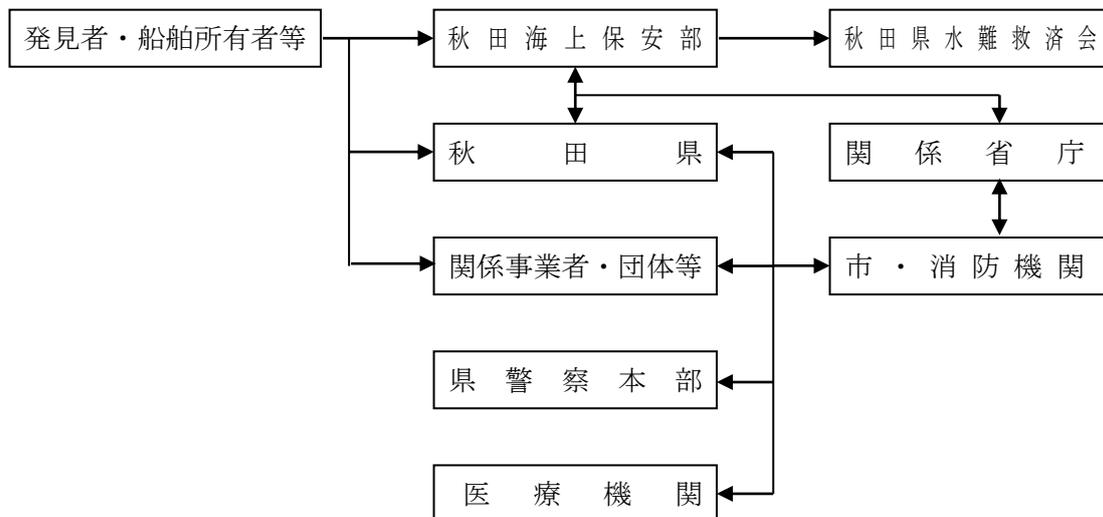
第3 情報の収集及び伝達

- 1 秋田海上保安部長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換を行う。
- 2 情報収集活動の実施にあたっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集を指示し、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せ実施する。

なお、必要に応じ、映像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。

- 3 秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を関係機関等へ連絡する。また、非常本部等が設置されている場合は、必要な情報を非常本部等へ連絡する。

海上災害の情報・伝達経路



第4 情報通信手段の確保

秋田海上保安部長は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第5 活動体制の確立

災害が発生したときは、秋田海上保安部長は、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図る。
- 2 非常本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関との協力体制を確保する。

- 3 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。
- 4 警戒本部等の設置の方針が決定されたときは、別に定めるところにより所要の措置を講ずる。

第6 船艇、航空機の出動、派遣等

災害が発生したとき、海上保安部長は、被害の第一次情報、並びに情報収集活動により得られた情報に基づき、所属の船艇及び航空機を災害の発生周辺海域に出動させ、必要に応じて災害応急対策を実施する事務所に職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

第7 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

- 1 気象、高潮、波浪等の気象に関する警報、又は災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知し、必要に応じて関係事業者にも周知する。
- 2 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
- 3 大量の油流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

第8 海難救助等

1 秋田海上保安部

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求め、必要な資機材を確保し、効率的な救助救急活動を行う。

- (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに、船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

- (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (4) 救助・救急活動にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

2 県、市等の関係機関

本県周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある場合は、海上保安部と連携し、迅速かつ適切に応急対策を実施する。

(1) 県

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、県は災害応急対策を円滑に実施するため、職員の動員や港湾施設の使用許可等の必要に応じた応急活動体制を整え、情報収集・搜索や関係機関の連絡調整等災害応急対策を実施する。

(2) 男鹿市、男鹿地区消防本部

遭難船舶を認知したときは、海上保安部、県、警察等関係機関と連携し、搜索、救助、搬送等の救護活動を実施する。

(3) 男鹿警察署

関係機関と連携し、搜索、救助等の救護活動を実施する。

(4) 医療機関

秋田県災害医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 秋田県水難救済会

海上保安部等関係機関の実施する海難による人命、船舶等の救済に協力する。

第9 海上交通、港内保安等の確保

- 1 海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
 - (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
 - (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。
 - (5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
 - (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 2 港湾管理者、漁港管理者は、港内又は付近において漂流物、沈殿物その他航路障害物があることを知った場合は、その物件の所有者又は占有者に除去を命ずる。
また、危険が予想される場合は、荷役作業の取りやめを警告し、警戒員の配置、荷役機器材の保全を図る。
 - 3 船舶及び係留木材は流出、転覆、損壊を防止するため、所有者又は占有者は係留係の増強、移動、揚陸及び漁具など資材の損失防止の措置をとる。
 - 4 その他当該港湾、漁港の状況に応じて男鹿市地域防災計画等に定める計画によって必要な措置をとる。

第10 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 危険物積載船舶については必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- 2 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- 3 危険物施設については、危険物流出などの事故を防止するために必要な指導を行う。

第11 緊急輸送

海上保安部は、人員又は物資の緊急輸送について要請があったときは、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 傷病者、医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる。
- 2 飲料水、食糧等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

第12 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めると

きは「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第13 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機などにより船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

第14 自発的支援の受入れ

海上保安部においては、非常本部等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。

第15 物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行う。

- 1 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第78条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。
- 2 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

第16 自衛隊への災害派遣要請

海上保安庁長官又は管区本部長は、海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、直ちに派遣の要請を行う。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定したときは、直ちに、その旨を連絡する。

第17 広 報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、非常本部等及び関係機関等

との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。

なお、広報の実施にあたっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮する。

- 1 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発表状況等
- 2 第1から第16に掲げる災害応急対策の実施状況及び今後の予定

第30節 流出油等の防除対策計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班・消防部	<input type="checkbox"/> 被災者の救出・救助・救急に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 秋田海上保安部、県、消防機関

第1 計画の方針

船舶、陸上施設から海上又は河川に油等危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。

また、海上保安部、東北地方整備局、県、港湾管理者、漁港管理者、市、警察等関係機関は必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

第2 流出油等の防除措置

流出油の回収及び回収油の処理について、事故発生原因者の活動のみでは十分な対応ができない場合には、必要に応じて防災関係機関が中心となって対応する。

1 秋田県沿岸排出油等防除協議会

(1) 秋田県沿岸排出油等防除協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」第43条の6第1項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。

(2) 総合調整本部

会長は、大量の油や危険物が流出した場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

総合調整本部の構成員は次のとおりである。

協議会役員	機関名
会長	秋田海上保安部
会員	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局秋田港湾事務所・秋田地方气象台・秋田県 ・秋田市消防本部・秋田海陸運送(株)・秋田石油備蓄(株)・男鹿地区消防本部 ・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構秋田国家石油備蓄基地事務所 ・(株)男鹿テクノ・秋田港建設工事安全衛生協議会・秋田県漁業協同組合 ・秋田石油基地防災(株)

2 各機関の役割

(1) 秋田海上保安部

- ア 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- エ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。
- オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、船舶禁止措置又は避難勧告を行う。
- カ 危険物の防除作業にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- キ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に努める。
- ク 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申を行う。

(2) 東北地方整備局

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 直轄担当区域における状況調査、油等の防除
- ウ 備蓄資機材の提供

(3) 秋田地方気象台

関係先への流出油防除に関する気象、海象予報の伝達

(4) 秋田県

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整
- ウ 自衛隊への災害派遣要請

- エ ボランティア活動の受け入れ及び支援活動
- オ 港湾地域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収

(5) 男鹿市

- ア 関係機関への事故情報の伝達
- イ 関係機関に対し、災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置に関する助言
- ウ 流出油防除活動に関する関係機関との調整
- エ 協定等に基づく他の自治体への援助要請
- オ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収

(6) 男鹿地区消防本部

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- ウ 備蓄資機材の提供
- エ 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
- オ 海防法第42条の9に基づく消防機関の長の権限行使
- カ 救助・救急活動
- キ 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請

(7) 男鹿警察署

- ア 関係先への事故情報の伝達
- イ 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備
- ウ 沿岸住民に対する避難等の措置
- エ 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項

(8) 秋田県漁業協同組合

- ア 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- イ 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動
- ウ 漁業施設等に関する自衛措置
- エ 流出油防除活動に関する関係漁協支所との調整

(9) 事業所等

- ア 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- イ 管理する施設等に関する自衛措置
- ウ 防除活動等の実施

3 指定海上防災機関

指定海上防災機関は、海防法に基づき、海上災害の発生及び拡大防止のための措置を実

施する業務を行うとともに、この措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

海上保安庁長官は、法律の定めるところにより指定海上防災機関に対して防除のための措置の実施を指示することができる。

第3 河川における流出油の防除措置

河川に大量の油等の危険物が流出した場合には、河川から海上への流入を含め、本節第2の2の各機関の役割を参考にして、的確な防除措置の実施を図る。

第3 1 節 航空機事故応急対策計画

担当部署	対策の概要
■ 防災班・消防部	<input type="checkbox"/> 被災者の救出・救助・救急に関すること
■ 防災関係機関	<input type="checkbox"/> 県医師会、日赤秋田支部、秋田県、自衛隊、警察、消防機関

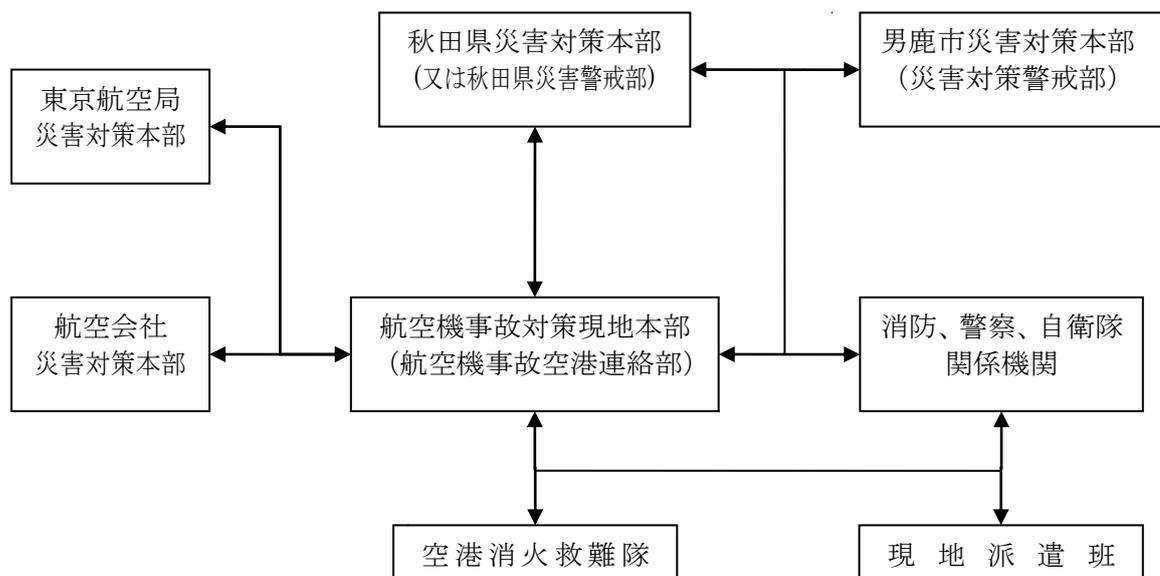
第1 計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ）の墜落炎上事故が発生又は事故発生が予想される場合、各機関は人命救助と二次災害の拡大を防ぐため、初動体制を確立し、早期応急対策を図る。

第2 応急対策の組織

- 1 市では、航空機の墜落等の重大な事故が発生した場合は、男鹿市災害対策本部を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。
また、男鹿市上空で航空機の情報不明等重大な事故の恐れがある場合には「男鹿市災害対策警戒部」を設置し、情報の収集に努める。
- 2 知事は、航空機が墜落、炎上その他重大な事故が発生した場合は、直ちに「秋田県災害対策本部」を設置し、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。
また航空機の情報不明等重大な事故の恐れがある場合には「秋田県災害対策警戒部」を設置し、情報の収集に努める。
- 3 知事は、災害対策本部を設置した場合、空港管理事務所内又は事故発生地域振興局内に「航空機事故現地災害対策本部」を、また、災害対策警戒部を設置した場合及びその他の地域で事故が発生した場合には、空港管理事務所内に「航空機事故空港連絡部」を設置し、関係機関との連絡調整を行う。

4 応急対策の組織は、次による。



第3 救護救援及び遺体の収容

1 実施機関

市、空港管理事務所、航空会社、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、医療機関（日赤、県医師会等）

2 事故発生後、乗員乗客救助隊を編成し、救助活動を実施する。

3 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を講ずる。

4 救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。

5 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。

6 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。

7 遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体仮安置場所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡す。

第4 消防活動

1 実施機関

空港管理事務所、男鹿地区消防本部、男鹿市、自衛隊

- 2 航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所及び現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、応援協定等により、周辺市町村、消防機関の応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣を要請する。

第5 警戒区の設定及び交通規制

- 1 市長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- 2 道路管理者又は公安委員会は、応急対策上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。
- 3 道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

第6 経費の負担

この業務に要した経費は、法令に定めのある場合を除き、事故発生責任者又は出動要請者の負担とする。

第3 2節 災害救助法の適用計画

担当部署	対策の概要
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各部署 ■ 防災関係機関 	<input type="checkbox"/> 災害救助法を適用に関すること

第1 計画の方針

災害の発生により、被災した市民に対し速やかに災害救助法を適用し、住民の保護を社会の秩序の保全を図る。

第2 適用基準

1 災害救助法の適用基準

知事が災害救助法を適用する場合の基準及び範囲は、次のとおりである。

(1) 適用の基準

ア 同一の災害により、市町村の被害が次に該当するときは、市町村単位にその適用地域を指定して実施する。

イ 市町村ごとには前記アに達しないが、被害地域が広範で県内の総被害が1,500世帯以上に達した場合において、滅失世帯が次に該当する場合は、その適用地域を市町村単位に指定して実施する。

ウ 被害が広範で、県内の総被害が7,000世帯以上に達した場合で、市町村の被害状況が特に救助を必要とする状況にあるときは、前項の基準に達しなくとも適用地域を指定して実施することができる。

災害救助法の適用基準

市町村	住家の滅失世帯数		男鹿市の人口 (平成27年国勢調査 人口による)
	上記アの 適用基準	上記イの 適用基準	
男鹿市	50以上	25以上	1万5千～3万

(注) 滅失世帯の算定は全壊、全焼、又は流出した世帯を1とし、半壊、半焼は1/2、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は1/3で換算する。

(2) 適用の例外

- ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失し、知事が特に必要と認めた場合
- イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

第3 被害の認定基準

1 住家の滅失等の認定

住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の4区分とする。「災害救助法適用基準」による。

2 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

住家被害状況	滅失住家
全壊（全焼・流失）	1 世帯
半壊（半焼）	1 / 2 世帯
床上浸水	1 / 3 世帯

第4 災害救助法の適用手続

- 1 災害救助法による救助は、市町村の区域ごとに実施されるものであり、市における被害が適用基準に該当し、又は該当する見込であるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- 2 災害救助法の適用の要請を受けた知事は、秋田県災害対策本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは直ちに法に基づく救助を実施するよう当該市町村長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、告示する。
- 3 知事は、災害による被害に災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣に協議する。
- 4 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

- 1 法による救助の種類は次のとおりである。
 - (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 被災した住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具、又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 死体の捜索及び処理
 - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 2 1のうち(1)(応急仮設住宅を除く)、(2)(5)(8)、(11)に掲げる救助の実施については、あらかじめ市長に委任されており、また、知事が災害発生の都度市長に指示した救助についても、その実施が委任されたものとみなされるので、これによって委任を受けた市長は、当然委任された救助の実施責任者となるものである。
- 3 1の(7)にいう生業資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」による支給や貸付を実施する。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告する。

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は、資料編早見表のとおり。

資料編 2章-32節-1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」

資料編 2章-32節-2「管理、使用、保管命令及び収用」

資料編 2章-32節-3「市の公用負担」

資料編 2章-32節-4「公用令書」